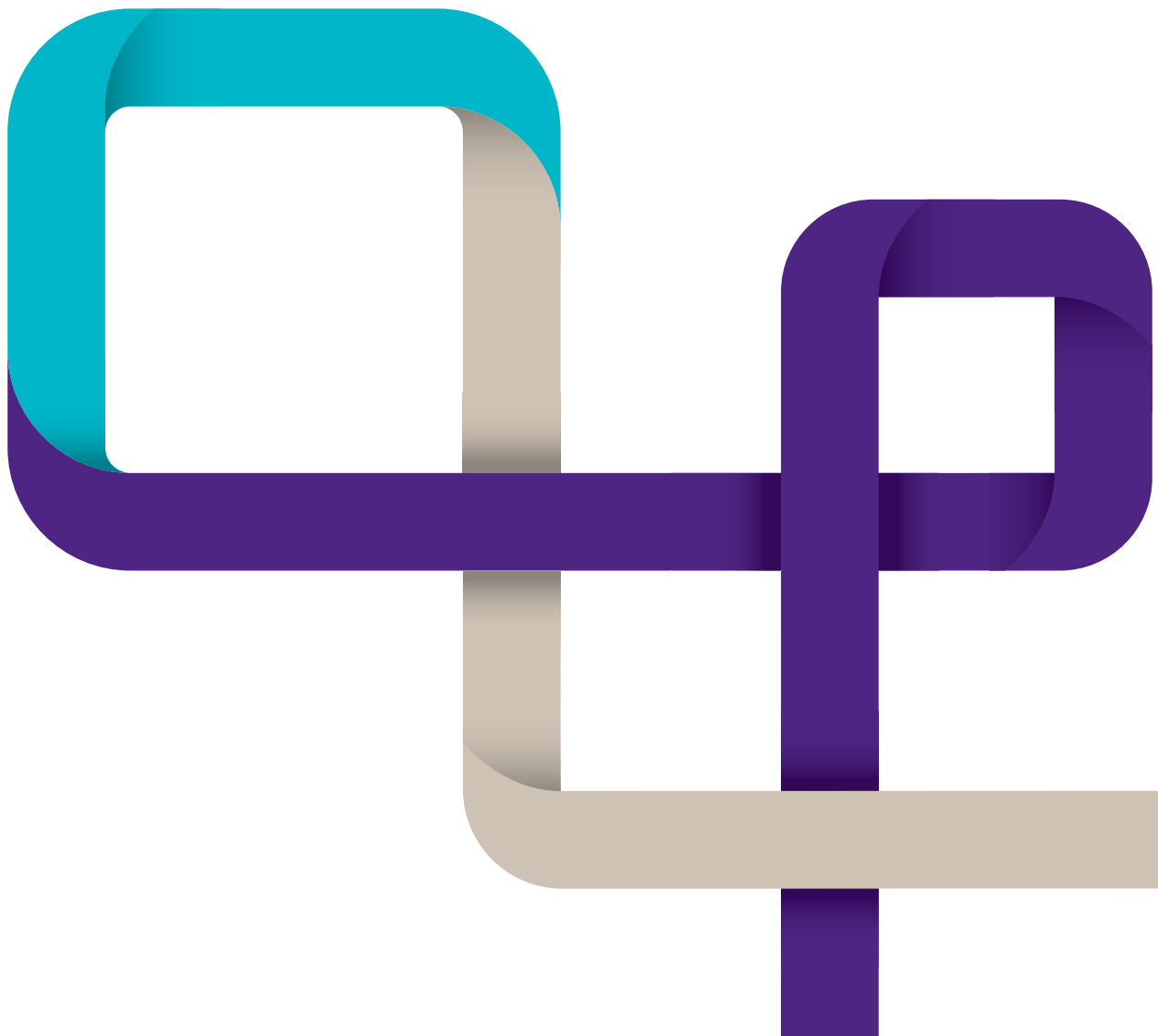




Navigating the changes to International Financial Reporting Standards

CFO向けのガイド

December 2017



本刊行物は新たな保険契約基準を含めています。

内容

はじめに	1	IFRS第9号「金融商品」(2014年)	27
新しい基準の発効日 (2017年11月30日現在で公表されている基準に基づく)	2	投資不動産の振替(IAS第40号の修正)	33
2016年1月1日から適用	3	IFRS第9号のIFRS第4号との適用 (IFRS第4号の修正)	34
原価償却及び償却の許容可能な方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の修正)	4	株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)	36
農業:果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の修正)	5	IFRIC第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」	38
IFRSの年次改善 2012年-2014年サイクル	6	2019年1月1日から適用	39
個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)	8	IFRS第16号「リース」	40
共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の修正)	9	負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)	44
IFRS第14号「規制繰延勘定」	10	IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」	46
投資企業:連結の例外の適用 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	12	関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の修正)	48
開示に関する取組み(IAS第1号の修正)	14	2021年1月1日から適用	49
2017年1月1日から適用	15	IFRS第17号「保険契約」	50
未実現損失に係る繰延税金資産の認識 (IAS第12号の修正)	16	適用日がない	53
開示に関する取組み(IAS第7号の修正)	18	IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」	54
IFRSの年次改善 2014-2016年サイクル (IFRS第1号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	19	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での 資産の売却又は抛出 (IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	56
2018年1月1日から適用	21	グラントソントンのIFRS刊行物	58
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	22		

重要なディスクレーマー

本刊行物は情報源となるように作成されました。これはガイドとしてのみ意図されており、特定の状況におけるこの内容の適用は、固有の事情により異なります。表現においてはあらゆる注意が払われていますが、本刊行物をIFRSへの準拠の評価に利用する方は、十分な研修を受講し経験を積んでいなければなりません。専門家の助言を考慮して取り入れることなしに、本刊行物に含まれる内容に基づいて行動してはなりません。本刊行物に含まれている可能性がある全ての誤謬(発生した原因が不注意によるものかそれ以外かを問わない)又は本刊行物を利用、又は何らかの依拠をした結果として個人が被った損害について、グラントソントン・インターナショナル・リミテッド及びその構成員、すべてのメンバーファーム並びにそのパートナーとスタッフは、一切の責任を負いません。

(本刊行物は、グラントソントン・インターナショナルが発行し、太陽有限責任監査法人が翻訳したものです。)

はじめに

本刊行物は、企業の財務報告にこれから影響を与える国際財務報告基準(IFRS)の最近の変更に関して、最高財務責任者(CFO)の方々にハイレベルでの認識を有していただくことを目的として作られたものです。本刊行物では、新たに公表された基準や解釈指針のみならず、現行の基準や指針に対して行われた修正についても取り上げています。

2017年度版の最新情報

本刊行物(2017年12月公表号)は、2016年12月1日から2017年11月30日までに公表されたIFRSの変更部分を取り上げています。

本刊行物は、2017年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日及び2018年3月31日の決算期を対象としています。

新しい基準の発効日

次ページの表は、貴社に影響を及ぼすであろう変更を識別できるようにしています。本刊行物では、発効日、及び早期適用が認められるかどうかを含めたすべての変更をリストしています。

本刊行物の利用法

目次(一覧表)は、IFRSを適用する企業にとって、特定の決算期においてIFRS修正事項の下記の段階を識別する助けとなるよう色分けされています。

- 初めて強制適用となる変更
- まだ適用されていない変更
- すでに適用されている変更

変更が特定の決算期においてまだ強制適用となっていない場合でも、本表に示したように、企業は当該変更を(各国の法律又は特定の変更に関する要求事項によって)早期適用できる可能性はあります。しかし、これは各国の法律によります。

IFRSの変更がすでに行われているものの企業がまだそれを適用していない場合には、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、一定の開示を行うよう義務づけられています。その開示には、新しい又は修正された基準ないし解釈指針が公表されているものの、まだ適用していないという事実及び適用の初年度の財務諸表に及ぼすであろう影響を評価できるような既知又は合理的な見積りによる情報を含める必要があります。

取り上げた変更が事業に与える影響も検討

本刊行物に取り上げているIFRSの各変更について、事業に与える影響を表に示しました。そこでは以下の2つの関心に焦点を当てています。

- どれくらいの数の企業が影響を受けるのか。
- どのような影響を受けるのか。

上記の関心への回答に際しては、多数・少数・大きい・小さいなどの表示によって一目でわかる見解も示すようにしました。

2017年12月

本刊行物は、2017年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日及び2018年3月31日の決算期を対象としています。

新しい基準の発効日

(2017年11月30日現在で公表されている基準に基づく)

基準	基準又は解釈指針の名称	有効となる 会計年度の 開始日	早期 適用?	2017年 3月31日 決算期では	2017年 6月30日 決算期では	2017年 9月30日 決算期では	2017年 12月31日 決算期では	2018年 3月31日 決算期では				
IAS第16号及び IAS第38号	減価償却及び償却の許容可能な方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	✓	初めて適用となる	初めて適用となる	初めて適用となる	すでに適用されている	すでに適用されている				
IAS第16号及び IAS第41号	農業:果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	✓									
さまざまな基準及び 指針	IFRSの年次改善2012年-2014年サイクル	2016年1月1日	✓									
IAS第27号	個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正)	2016年1月1日	✓									
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	✓									
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	✓									
IFRS第10号及び IAS第28号	投資企業・連結の例外の適用 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	✓									
IAS第1号	開示に関する取組み (IAS第1号の修正)	2016年1月1日	✓									
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識 (IAS第12号の修正)	2017年1月1日	✓						まだ適用されていない	まだ適用されていない	まだ適用されていない	まだ適用されていない
IAS第7号	開示に関する取組み (IAS第7号の修正)	2017年1月1日	✓									
IFRS第12号	IFRSの年次改善2014年-2016年サイクル	2017年1月1日	不可									
IFRS第1号	IFRSの年次改善2014年-2016年サイクル	2018年1月1日	不可									
IAS第28号	IFRSの年次改善2014年-2016年サイクル	2018年1月1日	✓									
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益 ¹	2018年1月1日	✓									
IFRS第9号 (2014年)	金融商品	2018年1月1日	✓ ²									
IAS第40号	投資不動産の振替 (IAS第40号の修正)	2018年1月1日	✓									
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」 との適用 (IFRS第4号の修正)	2018年1月1日	³									
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	✓									
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	✓									
IFRS第16号	リース	2018年1月1日	✓ ⁴									
IFRS第9号	負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)	2018年1月1日	✓									
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性	2018年1月1日	✓									
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する投資 (IAS第28号の修正)	2018年1月1日	✓									
IFRS第17号	保険契約	2021年1月1日	✓ ⁵									
実務記述書第2号	重要性の判断の行使	強制力を有しない ガイダンスのため、 適用日がない										
IAS第10号及び IAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での 資産の売却又は抛却 (IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	無期限に 延期されたため、 適用日がない										

本刊行物で取り上げているIFRSの変更が、表中の各財務報告年度の決算期においてはいつ適用となるのかを、色分けによって示しています。

■すでに適用されている ■初めて適用となる ■まだ適用されていない

注:

- IFRS第15号の記事には、2018年1月1日から適用となる「IFRS第15号の明確化 (IFRS第15号の修正)」を含んでいます。
- 広範囲に及ぶ経過規則が適用されます。
- IFRS第9号適用の一時的免除は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用されます。企業が初めてIFRS第9号を適用した時に、上書アプローチは適用されます。
- IFRS第16号を早期適用する企業は、IFRS第15号を、それ以前に又は同日に適用しなければなりません。
- IFRS第17号を早期適用する企業は、IFRS第9号及びIFRS第15号を、それ以前に又は同日に適用しなければなりません。

早期適用は各国の法律によります。

2016年1月1日から適用

4ページから14ページまでに議論される基準書は、2016年1月1日以後開始事業年度から適用されます。

各国の法律又は特定の変更に関する要求事項によりますが、当該変更を早期適用できる可能性はあります。これらの基準は以下のとおりです：

- 減価償却及び償却の許容可能な方法の明確化
(IAS第16号及びIAS第38号の修正)
- 農業:果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の修正)
- IFRSの年次改善 2012年–2014年サイクル
- 個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正)
- 共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の修正)
- IFRS第14号「規制繰延勘定」
- 投資企業:連結の例外の適用
(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)
- 開示に関する取組み (IAS第7号及びIAS第1号の修正)

減価償却及び償却の 許容可能な方法の明確化 (IAS第16号 及びIAS第38号の修正)

2017年度版の最新情報

2014年5月にIASBは、収益を基礎とした減価償却及び償却の方法に対処するために、「減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の修正)」を公表しました。

IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」の修正は、資産の減価償却に収益を基礎とした方法を使用することに対する懸念が示されたことに端を発しています。その背景には、この2つの基準では、減価償却又は償却の方法は、資産の将来の経済的便益の予想消費パターンを反映することを要求しているという事情があります。本修正は、「資産の予想される将来の経済的便益の消費」という用語の意味を明確化する要請を受けて行われました。

IAS第16号の修正

IAS第16号の修正では、次に示す理由により、有形固定資産に対して収益を基礎とした減価償却方法を使用することを禁止しました。

- 収益を基礎とした減価償却方法では、資産の償却可能額を、当該資産の耐用年数にわたって予想される収益総額に対する、ある会計期間に創出された収益の割合に基づいて配分することになる。
- 収益は、経済的便益が資産の使用を通じて消費されるパターンではなく、経済的便益が事業の運営から創出されるパターンを反映している。

IAS第38号の修正

IAS第38号の修正では、無形資産に対する収益を基礎とした償却方法は、上記と同じ理由で不適切であるという反証可能な推定を示しています。この推定は、次の2つの限定的な状況においてのみ反証が可能であり、その場合には収益を基礎とした償却方法が適切となり得ます：

- 1 無形資産が収益の測定値として示され、例えば、無形資産に固有の主な制限的要因が、収益計上額の閾値への到達である。
- 2 収益と無形資産の経済的便益の消費とが強い相関関係にあることを立証できる。

定率法の適用

さらに、IASBは、この機会を利用して、有形固定資産及び無形資産に定率法を適用するためのガイダンスについても詳細な説明を加えました。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正の範囲は相当狭く、有形固定資産/無形資産の減価償却及び償却に収益を基礎とする方法を使用する企業のみが影響を受けます。



企業に与える
影響

本修正は企業に資産の減価償却の基礎を再考するように要求します。この変更は会計上の見積りの変更として将来に向かって会計処理されますが、その影響の多くは減価償却費の重要性によります。

農業:果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の 修正)

IAS第41号「農業」では、農業活動に関連するすべての生物資産を、売却コスト控除後の公正価値(公正価値が信頼性をもって測定できることを条件とする)で測定することを要求しています。これは、この生物学的変化は公正価値測定によって最も適切に反映されるという原則に基づいています。しかし、果実生成型植物と呼ばれる分類の生物資産が、一旦成熟した後は、生産期間にわたって生産物を産出するためだけに企業によって保有されます。例として、ブドウの木、ゴムの木や油ヤシなどが挙げられます。

関係者は、当該資産が使用される方法は本質的に製造と類似しているため、IAS第41号の公正価値モデルは、著しい生物学的変化をもちや経ることのない成熟した果実生成型植物には適していないとIASBIに指摘しました。IASBIは、こうした懸念に耳を傾け、「農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の修正)」により変更を行いました。本修正では次の事項を扱っています:

- 果実生成型植物を生物資産として定義する:
 - 農産物の製造又は供給において用いられる;
 - 1期間を超えて産出することが予想される;そして
 - 偶発的な廃棄による売却を除き、当該植物が農産物として売却される可能性がほとんどない(ほとんどないとは言い切れない場合には、本定義に該当しない)
- 果実生成型植物を、IAS第41号ではなく、IAS第16号「有形固定資産」の範囲に含める(果実生成型植物が生成する生産物は、引き続きIAS第41号の適用範囲に含まれる)。
- 果実生成型植物が成熟するまでは、有形固定資産の自家建設項目と同様に会計処理すべきことを明確化する。
- 本修正の当初適用時において、公正価値とIAS第41号に基づく帳簿価額(売却コスト控除後の公正価値)との間の差額は、利益剰余金期首残高に認識することを要求する。
- 該当する各財務諸表の表示項目に対する本修正の当初適用による影響を企業が開示するというIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における要求事項を免除する。

- IAS第16号の適用上、表示される最も早い比較期間の期首においてその修正を最初に適用する際に、果実生成型植物の公正価値をみなし原価として用いることを認める。

本修正により、「家畜」又は農産物として収穫及び売却される可能性がほとんどないとは言い切れない植物に関する既存の会計処理に変更が生じることはありません。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は、果実生成型植物を有する企業のみが影響を受けます。



企業に与える
影響

適用されると、本修正は、生成型植物の市場がない場合の売却コスト控除後の公正価値の測定に伴うコスト、複雑性及び実務上の困難さを低下させます。また、本修正は、企業が、製造資産としての植物の経済的性質をよりよく反映することを可能にさせます。

IFRSの年次改善 2012年–2014年サイクル

本発行は、2012年に開始された年次改善を行うためのプロジェクトのサイクル中にIASBが議論し、その後2013年11月に発行された公開草案に含まれていた論点から生じるIFRSへの修正を集めたものです。IASBは年次改善プロセスを使用して、他のどのプロジェクトにも含まれることがなく、緊急ではないが必要ではあ

るIFRSの修正を行っています。個別の変更の連続ではなく修正を単一の文書に表示することで、IASBはすべての関係者への変更の負担を軽減することを考えています。

取上げられている項目の概要を下表に示しています。

IFRSの年次改善2012年–2014年サイクルの概要

影響を受ける基準	テーマ	修正の概要
IFRS第5号 「売却目的で保有する 非流動資産及び 非継続事業」	処分方法の変更	資産（又は処分グループ）を売却目的保有から分配目的保有（あるいはその逆）に直接に、分類変更する場合は、売却目的保有への分類の中止として会計処理されないことを明確化するためにIFRS第5号を修正する。したがって、企業は、当該資産（又は処分グループ）を帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で引き続き測定する。 また、本修正では、資産（又は処分グループ）がすぐには分配に利用できない場合又は分配の可能性が非常に高いとは言えなくなった場合には、分配目的保有の会計処理を中止して、第27項から第29項のガイダンスを適用しなければならないとしている。
IFRS第7号 「金融商品：開示」	サービシング契約	本修正では、金融資産の「サービシング」契約が、IFRS第7号の第42E項から第42H項における開示要求を適用する目的上の「継続的関与」なのかどうかを、企業が判定する助けとなるよう追加的なガイダンスを提供している。そうした状況が一般的に生じる例としては、サービシング手数料が譲渡金融資産から回収されるキャッシュ・フローの金額又は時期に応じて決まる場合、あるいは譲渡金融資産の不履行により全額は支払われない固定手数料の場合が挙げられる。
	IFRS第7号の修正の 要約期中財務諸表への 適用可能性	本修正では、最近のIFRS第7号への修正「開示–金融資産と金融負債の相殺」で要求している追加的な開示は、すべての期中期間について具体的に要求されているわけではないことを明確化している。しかし、これらの開示は、IAS第34号の一般原則を満たすための一部の状況においては依然として要求される場合がある。

IFRSの年次改善2012年–2014年サイクルの概要

影響を受ける基準	テーマ	修正の概要
IAS第19号 「従業員給付」	割引率: 地域的市場の 論点	IAS第19号の第83項では、退職後給付債務の割引率を決定するために使用する社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合させることを要求している。本修正では、社債についての市場の厚みに係る評価は、国レベルではなく通貨レベルで行うべきであることを明確化している。これは、特に確定給付制度を有するユーロ圏の企業に関連性がある。
IAS第34号 「期中財務報告」	「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示	本修正では、「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示の意味を明確化し、期中財務諸表からこの情報の場所への参照の記載を要求している。また、参照によって組み込まれている情報が、期中財務諸表の利用者が期中財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なものでなければならぬと定めている。

本刊行物に含まれるIFRSの修正は2016年1月1日以後開始事業年度から適用されますが、早期適用は認められています。将来に向かって適用されるIFRS第5号の修正を除き、この修正は遡及適用されます。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正では、IFRSにおける比較的限られた分野の変更を行っています。



企業に与える
影響

IASBの年次改善プロセスは、必要ではあるが緊急ではない軽微なIFRSの修正を取り扱っています。そのためもともと事業に与える影響は小さいと予想されます。変更のほとんどは議論とならないものですが、IAS第19号の修正は、EU地域で確定給付制度を有する一部の企業にとって重要となる場合があります。

IASBは年次改善プロセスを使用して、他のどのプロジェクトにも含まれることがなく、緊急ではないが必要ではあるIFRSの修正を行っています。

個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正)

2014年8月に、IASBは、「個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正)」と題するIAS第27号「個別財務諸表」の狭い範囲の修正を公表し、企業が、個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することを認めています。

IAS第27号の修正が公表される前の基準は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理を、取得原価で行うか又はIFRS第9号「金融商品」(企業がIFRS第9号をまだ適用していない場合にはIAS第39号「金融商品:認識及び測定」)に従って行うかのいずれかを要求していました。

しかし、IASBの2011年アジェンダ協議への回答で、一部のコメント提出者から次のように述べていました。

- 一部の諸国の法律では、上場会社に対して、国内の法規に従って作成した個別財務諸表を表示することを要求している。
- それらの国内法規では、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法の使用を要求している。
- ほとんどの場合、持分法の使用が、IFRSに従って作成される個別財務諸表と国内法規に従って作成される個別財務諸表との間の唯一の相違となる。

これに応じてIASBは、企業が、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することを認める3つ目の選択肢を取り入れたIAS第27号の修正を公表しました。その結果、企業は、次のいずれかから、個別財務諸表における会計方針を選択できることとなります。

- 取得原価
- IFRS第9号(又はIAS第39号)
- 持分法

企業は、投資の各区分について同じ会計処理を適用する必要があります。IASBは、企業が本修正を適用するにあたって、すでに利用可能な情報を使用できると考えているため、経過措置を設けていません。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を有する個別財務諸表を作成する企業に追加の選択肢を与えることになります。



企業に与える
影響

企業がその個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を会計処理する選択肢の1つとして持分法を含めることにより、一部の法域の企業の負担が軽減され、IFRSの採用を促進させられると思われます。

これらの修正は、企業が、
個別財務諸表における子会社、
共同支配企業及び関連会社に対する
投資の会計処理に持分法を
使用することを認めています。

共同支配事業に対する持分の取得の 会計処理（IFRS第11号の修正）

本修正では、共同支配事業の活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得の会計処理に関するガイダンスを提供しています。

より具体的に言うと、本修正では、共同支配事業の活動が事業（IFRS第3号「企業結合」で定義）を構成する場合において、共同支配事業に対する持分を取得した企業は、次の事項を行わなければならないと述べています：

- IFRS第3号及び他のIFRSにおける企業結合の会計処理についての原則をすべて適用する（ただし、IFRS第11号のガイダンスと相反する原則は除く）。本要求事項は、既存の共同支配事業に対する追加の持分の取得及び共同支配事業の形成時の持分の取得に対しても適用される。
- IFRS第3号及び他のIFRSで企業結合について要求されている開示を行う。

さらに、過去の企業結合に対するIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の免除が、共同支配事業の活動が事業を構成する場合の共同支配事業に対する持分の過去の取得に対しても適用できるよう、IFRS第1号の結果的修正が行われました。

IFRS第11号の修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度から将来に向かって適用され、早期適用は認められます。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は、事業を構成する共同支配事業の持分を取得する会計処理を行う企業が影響を受けます。



企業に与える
影響

本修正の公表前は、事業を構成する共同支配事業の持分を取得する企業の会計処理の実務上の不統一がありました。一部の企業はIFRS第3号のアプローチ、一部は原価アプローチ、及び別の一部はハイブリッド・アプローチを適用していました。IFRS第3号のアプローチを要求することで本修正は不統一を減らすことになるでしょう。将来に向かって本修正は適用されることから影響は穏やかでしょう。

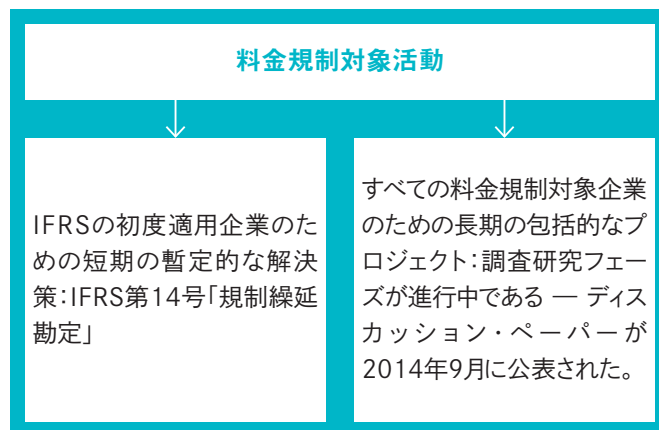
IFRS第14号「規制繰延勘定」

2014年1月にIASBはIFRS第14号「規制繰延勘定」と題する料金規制活動についての暫定基準を公表しました。

各国政府は、ガス、電力及び水道などの公益事業を含め、民間企業による特定の種類の活動の供給と価格設定を規制しています。これらの規制は多くの場合、サプライヤーが、顧客に請求する価格を通じて所定の原価及びその他の金額を回収できるように設計されています。しかし、料金規制は、顧客の利益を保護するためにも設計されています。その結果として、料金規制により、価格の変動性を軽減するために、これらの金額の回収が繰り延べられる可能性があります。サプライヤーは通常、こうした繰り延べた金額について、その金額が規制対象の財又はサービスの将来の売上を通じて回収されるまで、別個の規制繰延勘定に記録します。

こうしたことから、一部の各国会計基準設定主体は、特定の種類の料金規制の対象となる企業が、規制対象でない企業であれば費用(又は収益)として認識する支出(又は収入)を、資産化して繰り延べることを許容又は要求しています。これらの金額はしばしば、「規制繰延」(又は「分散」)勘定と呼ばれています。

IFRS第14号は、IFRSの初度適用企業が、料金規制対象活動に関してIFRSを適用する以前から採用している既存の会計方針を、比較可能性を高めるためにそれに一部の修正を加えて、継続して採用することを認める暫定基準として公表されました(本基準では、料金規制によって生じる繰延勘定残高を認識することの影響は、他の項目とは区分して表示することを要求しています)。



長期的なプロジェクトにより、規制繰延勘定残高が「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を満たすかどうかという比較的難しい問題に対処します。こうした長期的なプロジェクトの結果によって、IASBは、料金規制対象活動に関する包括的な基準を公表するか、若しくは特定の要求事項の開発を行わないかを決定することができます。ともかく、IFRSに移行している法域における企業は、IFRS第14号の公表により、IASBの長期的なプロジェクトの結果が出るまでの間、従前使用していた規制繰延勘定の会計処理を引き続き使用することができます。

IFRS第14号「規制繰延勘定」は 料金規制活動の暫定基準です。

IFRS第14号「規制繰延勘定」の概要

特徴	主要なポイント
適用範囲	<ul style="list-style-type: none">料金規制対象活動を行い、従前の会計原則に従って規制繰延勘定を認識してきた初度適用企業に適用される。適用は強制ではないが、初度適用企業が本基準を適用する資格がある場合には、その最初のIFRS財務諸表で適用を選択しなければならない。選択しない場合には、当該企業はその後の期間に本基準を適用する資格はない。IFRS財務諸表をすでに表示している企業は、IFRS第14号を適用する資格はない。
会計処理の要求事項	<ul style="list-style-type: none">IFRSを適用する企業が、従前の会計原則での会計方針を規制繰延勘定残高の認識、測定、減損及び認識の中止に関して、最初及びその後のIFRS財務諸表で引き続き使用することを認める。規制繰延勘定残高は、他の基準に従うのであれば資産又は負債として認識されないであろうものだが、料金規制機関により顧客に請求できる価格の設定に含められているか又は含めることが予期されるため、繰延べる要件を満たす費用（又は収益）勘定の残高として定義される。
表示	次の独立の表示科目の表示の要求によって、規制繰延勘定残高をIFRS財務諸表に認識することの影響を区別する： 財政状態計算書の2つの表示科目： <ul style="list-style-type: none">規制繰延勘定の借方残高-総資産額の次に表示規制繰延勘定の貸方残高-総負債額の次に表示 純損益及びその他の包括利益(OCI)計算書の中の2つの表示科目： <ul style="list-style-type: none">純損益に関連する規制繰延勘定残高の増減OCIに関連する規制繰延勘定残高の増減
開示	IFRS第14号に従って規制繰延勘定残高の認識を生じさせた料金規制の内容及びそれに関連したリスクを識別できるように、具体的な開示が要求される。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

IFRS第14号は、IFRSをいまだ適用していない料金規制活動を行う企業のための暫定的な解決策を提供するためのごく限られた範囲の基準です。



企業に与える
影響

規制資産及び負債を認識できないことが、一部の法域で料金規制活動を行う企業がIFRSに移行することの妨げになるという重要な論点であったことを示していました。

IFRS第14号はIFRS適用の重要な障害を軽減し、使用されている会計上のフレームワークの多くの相違点を軽減することにより比較可能性を改善することになります。

投資企業:連結の例外の適用 (IFRS第10号、IFRS第12号及び IAS第28号の修正)

2014年12月に、IASBはIFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の狭い範囲の修正である「投資企業:連結の例外の適用(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)」を公表しました。

本公表基準において、IFRS第10号及びIAS第28号について、投資企業に対する持分の会計処理と連結の例外の適用に対処して3つの狭い範囲の修正を導入しています。

連結財務諸表の作成の免除

IFRS第10号「連結財務諸表」では、親会社が所定の要件を満たす場合には、連結財務諸表の作成を免除しています。その要件の1つは、最上位又は中間の親会社が、「IFRSに準拠した公表用の連結財務諸表を作成している」ということです。これにより、最上位又は中間の親会社が投資企業であり、IFRS第10号の投資企業の例外を適用した際に連結財務諸表の作成を中止する場合に、当該免除は引き続き利用可能であるのかについて混乱が生じました。

本修正では、こうした状況において、連結財務諸表の作成の免除は、投資企業の子会社である親会社が利用可能であることを確認しています。

親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社

IFRS第10号における投資企業の例外の原則は、投資企業は子会社を純損益を通じて公正価値で測定するというものです。この公正価値測定の要求事項は、投資対象である子会社、及び自身が投資企業である子会社に適用されます。しかし、本例外にはさらなる例外が設けられており、すなわち、投資企業の投資活動に関連するサービスを提供する子会社については引き続き連結します。

これらの要求事項により、投資企業の子会社自身が投資企業であり、かつ、投資関連サービスを提供している場合に要求される会計処理について混乱が生じました。IFRS第10号は、こうした状況に関して相矛盾するガイダンスを提供しているようでした。本修正ではIFRS第10号を修正し、当該連結の要求事項は、自身が投資企業ではなく、主目的及び活動が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである子会社に対してのみ適用されることを明確化しています。

本公表基準において、IFRS第10号及びIAS第28号について、投資企業に対する持分の会計処理と連結の例外の適用に対処して3つの狭い範囲の修正を導入しています。

投資企業である投資先に対する投資企業ではない投資者による持分法の適用

IFRS第10号では、投資企業ではない親会社は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、支配しているすべての企業を連結しなければならないと述べられています。したがって、投資企業ではない親会社は、投資企業である子会社が適用した公正価値測定を維持することはできません。一方、IAS第28号「関連会社に対する投資」には、投資企業ではない投資者が、投資企業である関連会社又は共同支配企業に持分法会計を適用するに際して、同様の原則を適用すべきかどうかについて、これに相当するガイダンスが示されていませんでした。

したがって、本修正は、IAS第28号にガイダンスを追加しています。投資企業ではない投資者が、投資企業である関連会社又は共同支配企業に対する持分を有する場合、持分法会計を適用する際に、投資企業である関連会社又は共同支配企業が子会社に対する持分に適用する公正価値測定を維持することを可能にするによって、救済措置を導入しています。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

これらの修正は、投資企業を含めた特定の状況がある場合にのみ影響します。



企業に与える
影響

私どもは、本修正により、企業は、投資企業である関連会社又は共同支配企業が適用した公正価値測定を戻入れする、あるいは追加的な連結財務諸表のセットを作成する際にかかったであろうコストや時間を節約することができ、しかも、投資者や他の財務諸表利用者にとって最も目的適合性のある情報が依然として提供されるであろうと見込んでいます。

投資企業である親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社の連結又は非連結に関して、本修正では、以前のガイダンスにおける矛盾に対処することによって、利用者に対してさらなる明確化を提供しています。

開示に関する取組み (IAS第1号の修正)

2014年12月に、IASBは、開示に関する取組みとして、IAS第1号「財務諸表の表示」についての狭い範囲の修正を公表しました。

本修正は、どのような情報を財務諸表で開示するのかを決定する際に、企業が専門的な判断を適用することを一層求めるよう設計されています。さらに、企業が財務開示のどこに、どのような順序で情報を表示するのかを決定する際に、判断を行使すべきであることを明確化しています。

本修正は、IASBの開示に関する取組みの一部です。開示の取組み自体は、財務諸表における開示の過重負担に対して高まる不満に対処するためのものです。本取組みは、短期及び中期の両方のいくつかのプロジェクトと、改善し得る既存の基準における表示及び開示の原則と要求事項を、どのように改善できるのかを検討する継続的な活動で構成されています。

本修正は：

- 有用な情報を重要性のない情報で覆い隠すことの潜在的に有害な影響を強調するなど、IAS第1号における重要性の要求事項を明確化する。
- 純損益及びその他の包括利益計算書と財政状態計算書におけるIAS第1号の所定の表示項目は分解できることを明確化する。
- 企業が純損益及びその他の包括利益計算書と財政状態計算書において小計をどのように表示すべきかについての要求事項を追加する。
- 注記を表示する順序に関して、企業には柔軟性があることを明確化するが、その順序を決定する際に理解可能性及び比較可能性を考慮すべきであることについても強調する。
- 重要な会計方針の識別について有用でないおそれのあるIAS第1号のガイダンスを削除する。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は財務諸表を作成するすべての企業に影響を与えます。



企業に与える
影響

これらの修正は財務諸表の作成負担を追加するよりも低減させることにより、主として明確化を図るというものです。これらにより、限定的かつ短期的な改善が実現すると思われ、より大規模な取組みへの良いスタートであるといえます。

本修正は、どのような情報を財務諸表で開示するのかを決定する際に、企業が専門的な判断を適用することを一層求めるよう設計されています。

2017年1月1日から適用

16ページから20ページまでに議論される基準書は、2017年1月1日以後開始事業年度から適用されます。

各国の法律又は特定の変更に関する要求事項によりますが、当該変更を早期適用できる可能性はあります。これらの基準書は、以下のとおりです：

- 未実現損失に係る繰延税金資産の認識 (IAS第12号の修正)
- 開示に関する取組み (IAS第7号の修正)
- IFRSの年次改善 2014年–2016年サイクル

注：「IFRSの年次改善 2014年–2016年サイクル」には、2018年1月1日以後適用となるIFRS第1号及びIAS第28号の修正が含まれています。

未実現損失に係る繰延税金資産の認識 (IAS第12号の修正)

2015年1月にIASBは、IAS第12号「法人所得税」に対して狭い範囲の修正を行っている「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」を公表しました。本修正は、公正価値で測定される負債性金融商品に係る繰延税金資産(特に、市場金利の変動により負債性金融商品の公正価値が取得原価を下回る場合)の会計処理方法を明確化することに焦点を置いています。

IFRS解釈指針委員会(IFRIC)は当初、公正価値で測定される負債性金融商品に係る繰延税金資産の認識に関するいくつかの

論点を明確化するよう要望されました。IFRICが本問題をIASBに付託したことで、2015年8月に公開草案が公表されることとなり、今回の最終的な修正に至っています。

取り扱われている問題

本修正では、実務の不統一が従前に存在していた以下の領域において、IAS第12号にガイダンスを追加しています。

取り扱われている問題

トピック	論点	明確化
将来減算一時差異の存在	元本が満期に支払われる固定金利の負債性金融商品の帳簿価額の下落は、この負債性金融商品が公正価値で測定され、その税務基準額が取得原価のままである場合には、常に将来減算一時差異を生じるのか。	将来減算一時差異の存在は、報告期間の末日現在の資産の帳簿価額とその税務基準額との比較のみに依存しており、帳簿価額に生じ得る将来の変動による影響を受けない。その結果、公正価値で測定され、税務基準額が取得原価のままである、固定金利の負債性金融商品の帳簿価額の取得原価を下回る下落は、将来減算一時差異を生じる。
資産を帳簿価額を超過して回収	企業は、可能性の高い将来の課税所得(将来減算一時差異の活用の評価の比較対象となる)を見積る際に、資産を帳簿価額を超過して回収する可能性が高い場合には、そのような回収を仮定しなければならないのか(これは、他の源泉からの課税所得が、公正価値で測定される負債性金融商品に係る将来減算一時差異を活用するには不十分である場合に該当する)。	可能性の高い将来の課税所得の見積りには、企業が資産を帳簿価額を超過して回収する可能性が高いという十分な証拠がある場合には、帳簿価額を超過した企業の資産の一部の回収が含まれる場合がある。

取り扱われている問題

トピック	論点	明確化
将来減算一時差異の活用の評価の比較対象となる、可能性の高い将来の課税所得	企業が将来減算一時差異を可能性の高い将来の課税所得に対して活用できるかどうかを評価する際に、その可能性の高い将来の課税所得には、将来減算一時差異の解消の影響を含めるのか。	将来減算一時差異は、当該将来減算一時差異の解消により生じる損金算入を除外した課税所得に対する控除によって活用される。その結果、将来減算一時差異の活用の評価に使用された課税所得は、法人所得税が課される課税所得とは異なる。それらの損金算入を除外しないとした場合、二重に計算されることになる。
合算評価か個別評価か	企業は、繰延税金資産の認識の評価をそれぞれの将来減算一時差異について別個に行うのか、それとも他の将来減算一時差異と合算して行わなければならないのか。	本修正では、企業は、将来減算一時差異の解消時に損金参入できる課税所得の源泉を税法が制限しているのかどうかを考慮しなければならないことを明確化している。税法がそうした制限を課していない場合には、企業は将来減算一時差異を他のすべての将来減算一時差異と合算して評価する。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は、公正価値で測定される負債性金融商品を保有する企業に影響を与えます。



企業に与える
影響

本修正は狭い範囲の修正であり、本質的な議論を引き起こすものではありません。

本修正は、公正価値で測定される負債性金融商品に係る繰延税金負債（特に、市場金利の変動により負債性金融商品の公正価値が取得原価を下回る場合）の会計処理方法を明確化することに焦点を置いています。

開示に関する取組み (IAS第7号の修正)

2015年1月にIASBIは、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に対して狭い範囲の修正を行っている「開示に関する取組み (IAS第7号の修正)」を公表しました。本修正は、企業の財務活動についての開示の改善に関する投資家からの要望に応えるものです。その名称が示すとおり、本修正はIASBの開示に関する取組みの一部を構成するものです。開示に関する取組みというのは、財務諸表における開示の過重負担に対して高まる不満に対処するためのものでもあります。本取組みは、短期及び中期の両方のいくつかのプロジェクトと、継続的な活動で構成されており、表示及び開示の原則と要求事項をどのように改善できるのかを検討します。

本修正は、企業の債務の変動及び関連するキャッシュ・フローによる変動 (及び非資金変動) に関して財務諸表利用者に提供される情報の質を改善するよう設計されています。

本修正では:

- 財務諸表利用者が財務活動から生じた負債の変動を評価することが可能となる開示を行うことを企業に対して要求している。企業は、当該要求事項を満たすうえで必要とされる開示の正確な様式及び内容を決定する際に判断を適用する。
- 以下を含め、上記の要求事項を満たすために必要となる可能性のあるいくつかの具体的な開示を提案している:
 - 財務キャッシュ・フローによる変動、外国為替レート又は公正価値の変動、又は子会社又は他の事業に対する支配の獲得又は喪失による財務活動から生じた負債の変動
 - 上記で識別した変動を含む財政状態計算書における財務活動から生じた負債の期首残高と期末残高との調整表

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は財務諸表を作成するすべての企業に影響を与えます。



企業に与える
影響

本修正における明確化により、財務諸表の作成負担は増加するというより減少します。その目的は、企業の財務活動及び関連する負債の変動に関する開示を改善することにあります。

本修正は、企業の財務活動についての開示の改善に関する投資家からの要望に応えるものです。

IFRSの年次改善 2014–2016年サイクル (IFRS第1号、IFRS第12号及びIAS 第28号の修正)

本刊行物は、2016年12月に公表された2014年に開始した年次改善を行うためのプロジェクトのサイクルにおいてIASBが議論し、2015年11月に公表された公開草案に示された論点から生じたIFRSの修正を集約したものです。IASBは、必要ではあるが緊急ではないIFRSの修正が他のプロジェクトの一部として含まれな

い場合に、当該修正を行うために年次改善プロセスを使用しています。修正を断片的な変更の連作とせず、単一の文書の形で示すことにより、IASBは、すべての関係者にとっての変更の負担を軽減することを図っています。取り扱われている論点の概要を以下に示しています：

取り扱われている論点の概要

該当する基準	主題	修正の概要
IFRS第1号 「国際財務報告基準の 初度適用」	初度適用企業のための短期的な免除の削除	いくつかの短期的な免除は、定めている救済がもはや利用可能ではないか又はすでに経過した報告期間に関するものであったため削除されている。
IFRS第12号 「他の企業への 関与の開示」	当該基準の範囲の明確化	IFRS第12号の開示要求(IFRS第12号の第B17項における開示要求を除く)が、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有又は非継続事業に分類された(又は分類されている処分グループに含まれた)関与なのかどうかに関係なく、企業の関与に適用されると明示することによって、IFRS第12号の範囲を明確化している。
IAS第28号 「関連会社及び 共同支配企業に 対する投資」	関連会社又は共同支配企業の公正価値での測定	適格企業が、持分法を適用するのか、又は関連会社又は共同支配企業に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定するのかを、関連会社又は共同支配企業の当初認識時に、それぞれについて別個に選択できることを明確化している。 自らは投資企業ではなく、投資企業である関連会社又は共同支配企業を有している報告企業について、同様の明確化を行っている。IAS第28号では、こうした報告企業が持分法を適用する際に、投資企業である関連会社又は共同支配企業が用いた公正価値測定を維持する選択肢を認めている。また、本修正では、この選択も、投資企業である関連会社又は共同支配企業に対する投資のそれぞれについて、以下のいずれか遅い時点で、別個に行われることを明確化している： a) 投資企業である関連会社又は共同支配企業の当初認識時 b) 関連会社又は共同支配企業が投資企業となった時点 c) 投資企業である関連会社又は共同支配企業が最初に親会社となった時点

本修正の発効日は以下のとおりです:

- IFRS第1号「IFRSの初度適用」-2018年1月1日以後開始事業年度から
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」-2017年1月1日以後開始事業年度にIAS第8号に従って遡及適用される
- IAS第28号-2018年1月1日以後開始事業年度にIAS第8号に従って遡及適用されるが、早期適用が認められる

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正では、IFRSにおける比較的狭い分野の変更を行っています。



企業に与える
影響

IASBの年次改善プロセスは、必要ではあるが緊急ではない軽微なIFRSの修正を取り扱っています。そのためもともと事業に与える影響は小さいと予想されます。変更のほとんどは議論とならないものです。

IASBは、必要ではあるが緊急ではないIFRSの修正が他のプロジェクトの一部として含まれない場合に、当該修正を行うために年次改善プロセスを使用しています。

2018年1月1日から適用

22ページから38ページまでに議論される基準書は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用されます。

各国の法律又は特定の変更に関する要求事項によりますが、当該変更を早期適用できる可能性はあります。これらの基準は以下のとおりです：

- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」¹
- IFRS第9号「金融商品」(2014年)
- 投資不動産の振替 (IAS第40号の修正)
- IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)
- 株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)
- IFRIC第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」

¹ 2016年4月に公表された「IFRS第15号の明確化」を含む

IFRS第15号

「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」はIASBと米国FASB(財務会計基準審議会)との間の主要なプロジェクトの成果です。IFRSとUSGAAPの従前の要求事項は調和しておらず、経済的に重要な取引について頻繁に異なる会計処理を生じさせていました。これに対応し、両審議会は、IFRS及びUSGAAPの両方において収益の認識についての新しく、完全にコンバージェンスした要求事項を開発しました。

IFRS第15号は:

- IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」及びいくつかの収益関連の解釈指針を置き換える。
- 新たな支配に基づく収益認識モデルを確立する。
- 収益が一時点で又は一定の期間にわたり認識されるのかを決定する基準を変更する。
- 特定のテーマに関する新たな、より詳細なガイダンスを提供する。
- 収益に関する開示を拡充し、改善する。

取り扱われている論点の概要

該当する基準	主題
IFRS第1号 「国際財務報告基準の 初度適用」	初度適用企業のための短期的な免除の削除
IFRS第12号 「他の企業への 関与の開示」	当該基準の範囲の明確化
IAS第28号 「関連会社及び 共同支配企業に 対する投資」	関連会社又は共同支配企業の公正価値での測定

主要な変更点

1

顧客との契約を
識別する

2

履行義務を
識別する

3

取引価格を
算定する

4

取引価格を
履行義務に
配分する

5

企業が履行義務の充足時
に又は充足するにつれて
収益を認識する

IFRS第15号は、企業が次の方法で収益を認識することを要求するコア原則に基づいています:

- 財又はサービスの顧客への移転を描写するように
- 企業が当該財又はサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で

「顧客」とは、「企業の通常の活動のアウトプットである財又はサービスを獲得するために、企業と契約した当事者」と定義されています。

このコア原則の適用には上記の5つのステップが含まれています。下表はこの新しいモデルを適用する際に検討する要素です。

「5つのステップ・モデル」

ステップ	主な検討事項	その他の検討要素
1. 顧客との契約を識別する	<p>IFRS第15号における最初のステップは、本基準で「強制可能な権利及び義務を生じさせる複数の当事者間の合意」として定義している「契約」を識別することです。契約は書面、口頭で又は他の取引慣行により含意されることがあります。さらに本基準の一般的なモデルは、次の場合に限り適用されます：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 契約に経済的実質がある。 • 契約の当事者が契約を承認している。 • 企業が次の項目を識別できる。 <ul style="list-style-type: none"> - 各契約当事者の権利 - 移転される財及びサービスに関する支払条件 • 企業が対価を回収する可能性が高い。 <p>顧客との契約がこれらの要件を満たさない場合には、次のいずれかの場合に限り、収益を認識します：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業の履行が完了しており、契約における対価のほとんどすべてが回収されて、返金不要である。 • 契約が解約されており、受け取った対価が返金不要である。 <p>本基準の適用の目的上、各契約当事者が相手に補償することなく完全に未履行の契約を終了させる強制可能な権利を有する場合には、契約は存在しない。</p>	<p>次の項目についてもガイダンスが示されています：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 契約の結合 • 契約変更
2. 履行義務を識別する	<p>契約を識別した後、企業は次に当該契約に含まれている履行義務を識別します。履行義務とは、(1)別個の財又はサービス(あるいは財又はサービスの束)(下記をご覧ください)又は(2)ほぼ同一であり、所定の要件を満たす一連の別個の財又はサービスの、いずれかを移転するという顧客との契約における約束です。</p> <p>履行義務は通常、契約に明記されています。また、取引慣行、公表した方針又は具体的な声明により含意されている約束が、契約において財又はサービスが移転されるという顧客の妥当な期待を創出している場合には、それらも含まれることがあります。</p>	<p>約束した財又はサービスが区別できるかどうかを判定するために満たすべき要件について、ガイダンスが示されています。</p>
3. 取引価格を算定する	<p>IFRS第15号では、「取引価格」とは、契約に基づき財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、第三者のために回収する金額(例えば、売上税)を除くと定義しています。取引価格は、顧客の信用リスクの影響については調整しませんが、企業が(例えば、取引慣行に基づいて)契約価格の一部分のみに関してその権利を行使するという妥当な期待を創出している場合には調整を行います。</p>	<p>企業は、取引価格を算定する際に次の要因すべての影響を考慮しなければなりません：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 変動対価 • 変動対価の制限 • 貨幣の時間価値 • 現金以外の対価 • 顧客に支払われる対価
4. 取引価格を履行義務に配分する	<p>IFRS第15号では、企業は、契約開始時に、独立販売価格の比率で契約に含まれているそれぞれ別個の履行義務に契約の取引価格を配分します。本基準では、独立販売価格を「企業が約束した財又はサービスを独立に顧客に販売するであろう価格」として定義しています。</p>	<p>IFRS第15号は、独立販売価格の適切な見積り方法として次の3つを提案していますが、要求するものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 調整後市場評価アプローチ • 予想コストにマージンを加算するアプローチ • 残余アプローチ
5. 企業が履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する	<p>IFRS第15号では、企業は、約束した財又はサービスを顧客に移転した時点又は移転することにより収益を認識します。「移転」は、顧客が財又はサービスの支配を獲得したときに生じます。</p> <p>顧客は、資産(財又はサービス)の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを獲得できた時、資産の支配を獲得します。支配には、他の企業が資産の使用を指図して資産から便益を得ることを妨げる能力が含まれます。資産の便益とは、多くの方法で直接又は間接に獲得できる潜在的なキャッシュ・フローです。</p>	<p>本モデルの重要な点は、履行義務の支配の中には、一定の期間にわたり移転するものもあれば、一時点で移転するものもあるという概念です。</p> <p>企業がいずれが適切であるかを判定する助けとなるよう、本基準にはガイダンスが示されています。</p>

その他の事項

5つのステップ・モデルに沿って上述した項目に加えて、IFRS第15号には、次の項目を含む他の多くの事項についてのガイダンスが含まれています：

- 契約コスト
- 製品保証
- ライセンス供与
- 返品権及び買戻し義務



グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」についてのIFRSニュース特別号を公表しました。本特別号は新基準の主な特徴を読者に紹介し、企業にどのような影響を与え得るかの考察を示しています。本刊行物は、2016年4月にIASBが公表した「IFRS第15号の明確化」によってIFRS第15号に加えられた修正を反映するため、最近アップデートされました。特別号を入手するためには、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口に連絡するか、www.grantthornton.jp/library/report/ifrs-news-sp/2017/ifrs-news-sp_2017/を参照してください。

発効日及び経過措置

IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。早期適用が認められています。

企業は、次のいずれかの方法で新収益基準を適用しなければなりません：

- 一部の実務上の便宜に従い、表示した各期間に遡及して
- 当期に認識した当初の適用による累積的影響を考慮し、遡及して

企業が当期のみを修正再表示することを選択する場合には、適用初年度に次の追加的な開示を行う必要があります：

- 財務諸表の表示科目、新たな収益基準の適用による当期の影響
- 重大な影響の理由についての説明

IFRSとUSGAAPの従前の要求事項は調和しておらず、経済的に重要な取引について頻繁に異なる会計処理を生じさせていました。これに対応し、両審議会は、IFRS及びUSGAAPの両方において収益の認識についての新しく、完全にコンバージェンスした要求事項を開発しました。

IFRS第15号に関するいくつかの 的を絞った明確化に対処するため、 IASBは、2016年4月に 「IFRS第15号の明確化 (IFRS第15号の修正)」を公表しました。

発効日の変更

2015年9月にIASBは、新基準の明確化のための修正の可能性を考慮して(以下のとおり、2016年4月に修正が行われています)、当初のガイダンス及び間近に迫った明確化の両方を企業が検討するのに必要な時間を確保するために、IFRS第15号の発効日を1年延期することが必要であると決定しました。

従って、2015年9月に、IASBはIFRS第15号の発効日を2017年1月1日から2018年1月1日に延期しました。

IFRS第15号の明確化

収益認識移行リソースグループ(TRG)での議論を受けて、IFRS第15号に関するいくつかの的を絞った明確化に対処するため、IASBは、2016年4月に「IFRS第15号の明確化(IFRS第15号の修正)」を公表しました。TRGは、新基準が2014年に発効された後にFASBとIASBの両審議会によって組成され、IFRS第15号の適用を支援することをその役割としています。TRGでの議論によって5つのトピックスが潜在的な明確化の論点として示されましたが、論点に対応することと適用プロセスに生じる混乱を最小化することとのバランスから、IASBは、これらのうち3つの論点を選択しました。IFRS第15号の修正は、新基準を適用する企業が利用可能な2つの実務上の便法も導入しました。

IFRS第15号の修正は、以下の事項を行うことによって本基準の3つの特定の領域に変更を行っています：

- 履行義務の識別の際にIFRS第15号の適用を明確化する(「別個の」履行義務という概念の適用方法を説明することによって)
- 企業が取引において本人又は代理人のいずれとして行動しているのかを判定する(支配の原則の適用方法を明確化することによって)
- ライセンスが顧客に一時点で移転するのか一定の期間にわたり移転するのかを判定する(企業の活動が、顧客が権利を有する知的財産に著しく影響を与える場合を明確化することによって)

さらに、本修正は、IFRS第15号への移行時に利用可能な2つの実務上の便法を追加しています：

- 表示する最も古い期間の期首よりも前に条件変更された契約について、履行義務の識別、取引価格の算定、及び充足した履行義務と未充足の履行義務への取引価格の配分を行う際に企業が事後的判断を使用することを認める、及び
- 完全遡及方式を適用する企業が、表示する最も古い期間の期首においてすでに完了している契約にIFRS第15号を遡及適用しないことを認める。

本修正は、2018年1月1日(新基準の発効日)以後開始する事業年度について適用されます。早期適用は認められます。



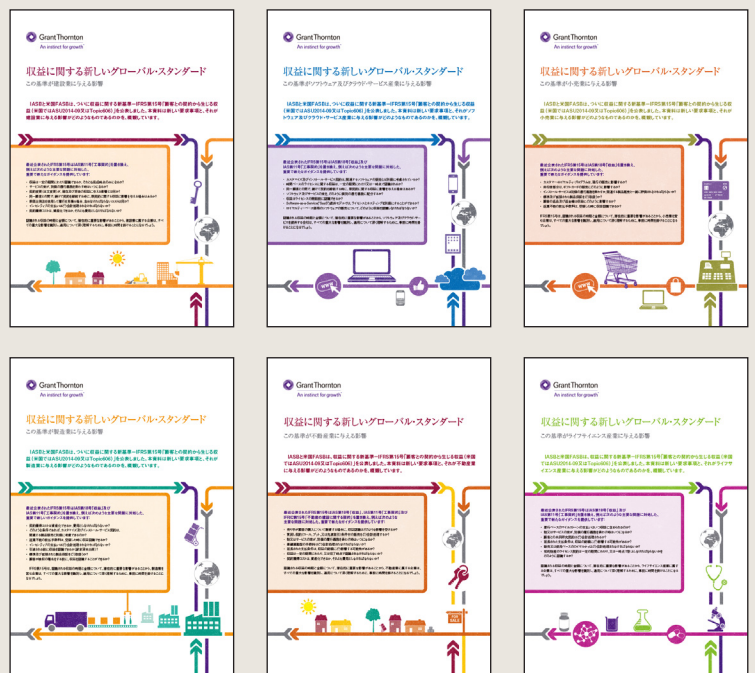
Grant Thornton International LimitedのIFRSチームは、「IFRS第15号への準備-不動産業及び建設業における収益認識」を公表しました。これは、IFRS第15号を適用する企業が直面する問題について詳しく説明した、私どもの最初の刊行物です。コピーを入手するためには、各国のGrant Thornton事務所のIFRS窓口にご連絡するか、www.grantthornton.jp/library/report/ifrs-news-sp/2017/GetReadyForIFRS15/を参照してください。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」について、6つの「業種別の分析」シリーズを公表しました。

業種別の分析の刊行物は、新基準が以下の産業にどのような影響を与えるかを俯瞰しています：

- 建設業
- ソフトウェア及びクラウド・サービス産業
- 小売業
- 製造業
- 不動産業
- ライフ・サイエンス業

コピーを入手するためには、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口に連絡するか、www.grantthornton.jp/library/report/IFRS-new-global-standard/2015/を参照してください。



事業に与える影響



影響を受ける
企業数



企業に与える
影響

IFRS第15号は、ごく一部の例外を除いて、顧客との契約を締結するあらゆる企業が影響を受けます。

トップラインに与える影響は、各企業の具体的な顧客契約及び詳細ではない既存の基準の適用状況に応じます。一部の企業にとっては重大な変化となるでしょうが、他の企業にとっては小さな変化としかならないでしょう。財務諸表への影響を判定するためにIFRS第15号の評価を開始することが企業に推奨されます。

IFRS第9号「金融商品」(2014年)

ASBIは、2007年から2008年にかけての世界的な金融危機の余波を受け、IAS第39号に対する強い批判に対処して、2009年の夏に金融商品の会計処理についての見直しを開始しました。論点の複雑性から、プロジェクトは以下のような多くの段階を経て完了しました：

- 2009年11月：金融資産の分類及び測定
- 2010年10月：金融負債の分類及び測定並びに金融資産及び金融負債の認識の中止の要求事項が追加
- 2013年11月：ヘッジ会計の要求事項の導入
- 2014年7月：IASBIはIFRS第9号(2014年)を発行し、減損の要求事項を追加し、基準の分類及び測定の要求事項を修正

IFRS第9号(2014年)の公表により、基準全体が現在完成しました。基準の相違点は以下で詳細に議論されています。

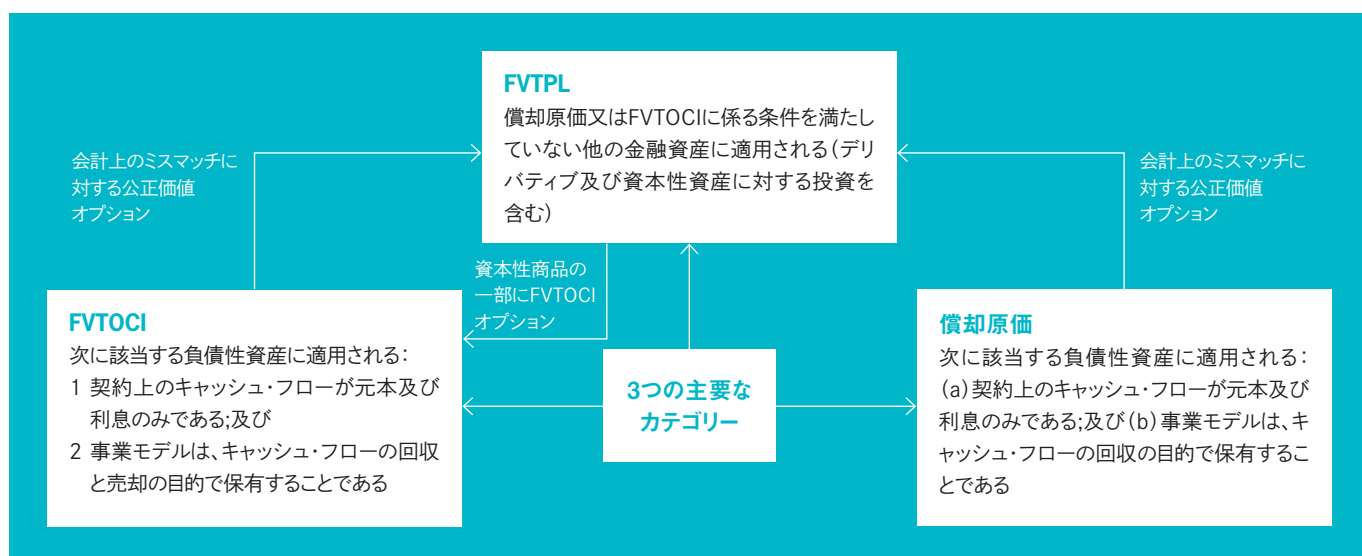
金融資産の分類及び測定

IAS第39号の中でも、金融資産の分類及び測定は、金融危機の間に最も批判を受けた領域の一つでした。そのため、当初の2009年のIFRS第9号を公表する際に、IASBIは意識的に努力して測定区分を2つのみ(公正価値と償却原価)にすることによって、金融資産の会計処理における複雑性を低減しました。しかし、2つだけの測定区分は、極端に鋭い境界線を生じさせ、多くの企業が金融資産を管理する方法を反映できないというコメントを受けて、新たなカテゴリーが、IFRS第9号(2014年)が公表された2014年7月に追加されました。

分類

IFRS第9号では、各金融資産は、次の3つの主要な分類カテゴリーのうちの1つに分けられます：

- 償却原価
- その他の包括利益を通じて公正価値(FVTOCI)
- 純損益を通じて公正価値(FVTPL)



IFRS第9号は以下を導入しています。

- 金融資産の分類の新しいアプローチ
- より将来指向型の期待損失減損モデル
- ヘッジ会計の新しい主要要求事項

分類は次の両方の項目によって決定します：

- 1 金融資産の管理に関する企業の事業モデル(「事業モデルの評価」)
- 2 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性(「キャッシュ・フロー特性の評価」)

34ページの図は、3つの主要なカテゴリー、並びに事業モデル及びキャッシュ・フローの特性がどのように該当するカテゴリーを決定するのかを概観しています。

さらに、IFRS第9号には、企業が、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することを認める選択肢及び資本性金融商品に対する投資を特別な「資本性-FVTOCI」カテゴリーに分類する追加の選択肢が含まれています。



「IFRS第9号への準備：金融商品を分類し、測定する」は、貴社がIFRS第9号へ備えるための刊行物シリーズの第1号です。本刊行物で、私どもは、基準の新しい分類及び測定の要求事項について貴社に情報を提供しています。窓口に連絡するか、www.grantthornton.global/en/insights/articles/get-ready-for-ifs-9/を参照してください。

事業モデルの評価

IFRS第9号では、金融資産がどのように管理されているのか、及び契約上のキャッシュ・フローの回収又は金融資産の売却(あるいはその両方)によって、どの程度のキャッシュ・フローが生じるのかという観点で、「事業モデル」という用語を使用しています。本基準では、そうした2つの「事業モデル」を明確に定義しています：

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデル(「回収のための保有」)；そして
- 契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって、特定の目的を達成するために資産が管理されている事業モデル(「回収及び売却のための保有」)

上記2つの分類以外は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産となります。

キャッシュ・フロー特性の評価

償却原価の区分又はFVTOCIの区分の分類についての2つ目の条件は、「元本と利息の支払のみ」(SPPI)の判定といわれるものです。本要求事項は、金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるというものです。

こうした判定を行う目的上、「元本」は、金融資産の当初認識時の公正価値です。「利息」は、次の項目への対価です。

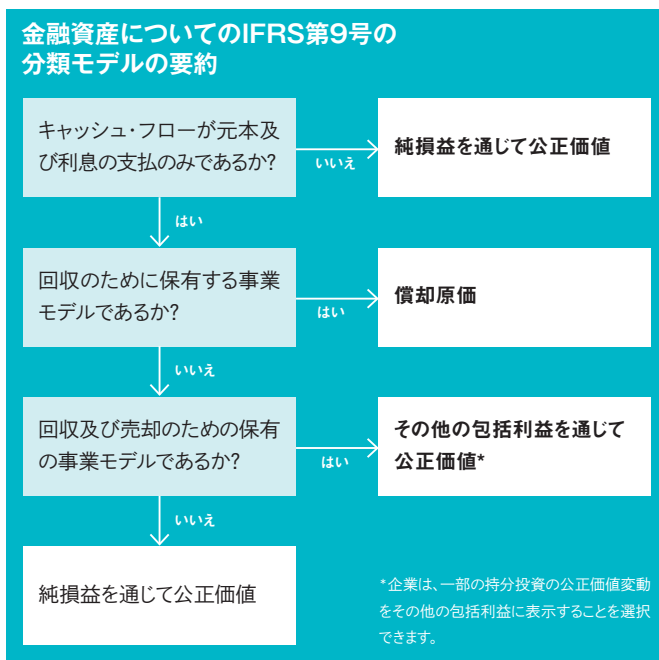
- 貨幣の時間価値
- 特定の期間における元本残高に関する信用リスク
- その他の基本的な融資のリスク及びコスト
- 利益マージン

SPPIである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な貸付契約と整合しています。

基本的な貸付契約に関連していない契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティに対するエクスポージャー(株価又はコモディティ価格の変動に対するエクスポージャーなど)を組み込んでいる契約条件は、SPPIの判定を満たしません。同様に、レバレッジが増大する契約は、レバレッジが契約上のキャッシュ・フローの変動性を増大させ、その結果、契約上のキャッシュ・フローは利息としての経済的特徴を有さないことになるため、SPPIの判定を満たしません。

分類モデルの概要

右の図は、金融資産の分類を決定する場合のIFRS第9号の事業モデルの評価及びキャッシュ・フロー特性の評価の相互作用について示しています。



金融負債の分類及び測定

2010年10月に、IASBIは、金融負債の分類及び測定に関する要求事項を組み込むためにIFRS第9号を修正しました。IAS第39号の要求事項の大半が、変更されずにIFRS第9号に引き継がれました。しかし、企業が金融負債を公正価値で測定することを選択する場合の自己の信用リスクに関する論点を取り扱うために変更が行われました。

要求事項の大半を維持

IAS第39号では、ほとんどの負債は償却原価で測定されるか、又は主契約（償却原価で測定される）と組込デリバティブ（公正価値で測定される）とに分離されます。

売買目的保有の負債（すべてのデリバティブ負債を含む）は、公正価値で測定されます。これらの要求事項が維持されています。

自己の信用リスク

金融負債についての公正価値オプションに関する要求事項は、自己の信用リスクを取り扱うために変更されました。企業が自己の負債を公正価値で測定することを選択する場合には、IFRS第9号では現在、企業自身の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額をその他の包括利益に表示するよう要求しています。この変更は、財務面での困難に直面している会社が、自身の負債を低下したコストで買い戻せるという理論上の能力に基づいて、利得を従前は認識できたという、直感に反した方法に対処するものです。

新たな要求事項に対する唯一の例外は、負債の信用リスクの変動の影響によって純損益における会計上のミスマッチが創出又は拡大される場合であり、その場合には、当該負債におけるすべての利得又は損失は純損益に表示されます。

2013年11月に、IASBIは、IFRS第9号を修正し、これらの変更が金融商品の他の会計処理を変更する必要なしに単独で適用することを認めました。

一部のデリバティブ負債の公正価値測定に対する除外の削除

新しい版のIFRS第9号では、活発な市場における相場価格のない資本性金融商品に連動していて、かつ、そうした商品の引渡しによって決済されなければならないデリバティブ負債についての公正価値測定に対する除外も削除しています。

IAS第39号では、そうしたデリバティブが信頼性をもって測定できない場合には、原価で測定することが要求されていました。IFRS第9号では、それらを公正価値で測定するよう要求しています。

IAS第39号からの簡素化

特徴	主要なポイント
基準の目的	<ul style="list-style-type: none">• 会計の観点から、ヘッジ会計を、その基礎となる企業のリスク管理活動により整合させる。
IAS第39号との類似点	<ul style="list-style-type: none">• ヘッジ会計は引き続き任意適用である。<ul style="list-style-type: none">- 3種類のヘッジ会計(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、純投資のヘッジ)が維持されている。- ヘッジ会計関係の公式な指定と文書化が要求される。- ヘッジの非有効部分を測定し、純損益に含める必要がある。- ヘッジ会計は遡及適用できない。
主要な変更	<ul style="list-style-type: none">• ヘッジ対象の適格性を拡大した。<ul style="list-style-type: none">- ヘッジ手段の適格性の拡大とボラティリティが低下した。- ヘッジ会計の適格性に関する要件及びヘッジ非有効部分の測定に関する要件を改訂した。- ヘッジ関係のバランス再調整という新たな概念を導入した。- ヘッジ会計を中止することを制限する新たな要求事項を追加した。

金融資産及び金融負債の認識の中止

2010年10月に、金融資産及び金融負債の認識の中止についてのIAS第39号の要求事項が変更されずにIFRS第9号に組み込まれました。IASBは、当初、IAS第39号の認識の中止に関する要求事項を変更しようと考えていました。しかし、2010年の夏に、この戦略を見直し、本領域におけるIAS第39号の要求事項は金融危機の間にうまく機能したと結論付けました。そのため、IAS第39号の認識の中止に関する要求事項は変更されずにIFRS第9号に組み込まれました。一方、新しい開示要求は、IFRS第7号「金融商品：開示」の修正として2010年10月に公表されました。

ヘッジ会計

2013年11月に、IASBはIFRS第9号の第6章「ヘッジ会計」を公表しました。

IAS第39号のヘッジ会計の要求事項は、企業がヘッジ会計を使用できなくなるか、又は場合によっては使用を先延ばしにする複雑な規定が含まれていることについて激しい批判を招いていました。例えば、ヘッジ有効性は予想と結果の両方において判定され、80%から125%の範囲内にある「数値基準」がヘッジの遡及的な有効性を定量的に評価するにあたって使用されていました。当該範囲を超えた場合には、ヘッジ会計は中止されることになり、純損益のボラティリティにつながります。

こうした複雑性は、ヘッジ会計の要求事項がIAS第39号の通常の要求事項に対する例外として扱われていたという事実にも表れています。しかし、ヘッジ会計は企業の実際のリスク管理活動を適切に反映しておらず、そのため、財務諸表の有用性が低下することについても認識されていました。IFRS第9号の新たな要求事項は、ヘッジ会計を企業のリスク管理活動により密接に合致させることで、これらの問題のいくつかに対処しています：

- ヘッジ対象項目とヘッジ手段項目の両方の適格性を拡大させる。
- ヘッジ有効性の評価に関して、より原則主義的なアプローチを導入する。

結果として、新しい要求事項は、純損益のボラティリティを低減するのに役立ちます。しかし、新しい要求事項に関して高められた柔軟性は、企業が任意にヘッジ会計を中止することを認められないこと、及び拡充した開示を要求されることによって部分的に相殺されます。上記の表は新しい要求事項のかなり要約された見解を示しています。



IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項のより多くの情報は、各国のIFRS窓口から入手できるIFRSニュース特別号「IFRS第9号のヘッジ会計」をご参照ください。

窓口に連絡するか、www.grantthornton.global/en/insights/articles/ifrs9-hedge-accounting/を参照してください。

本基準の内容の複雑性及びプロジェクトの段階的な完了により、広範な経過措置が設けられています。

減損

IFRS第9号(2014年)は、予想信用損失の認識を採り入れた、減損についての基準の要求事項を含んでいます。IAS第39号の減損の要求事項は、過度に複雑で減損が相当遅い段階で認識される結果を招くことから批判されてきました。IFRS第9号(2014年)は、減損会計の対象となるすべての金融商品に同一の減損モデルを適用し、より将来予測的な情報を使用することによりこれらの批判に対処しています。

こうした将来予測的なアプローチを適用する際には、次の項目の間で区分を行います：

- 信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は信用リスクが低い金融商品、そして
- 信用度が当初認識以降に著しく悪化しており、信用リスクが低くはない金融商品。

これら2つの区分のうち上段の項目については「12か月の予想信用損失」を認識し、下段の項目については「全期間の予想信用損失」を認識します。また、このモデルには第3の段階があります。すなわち、当初認識後に実際に信用が毀損した資産について、金利収益は、当該資産の総額での帳簿価額ではなく、償却原価(損失評価引当金を控除後の額)に基づいて計算します。



「IFRS第9号への準備-減損-」は、IFRS第9号の準備のための公表物シリーズ第2弾です。この刊行物をご覧いただければ、皆様はIFRS第9号の新しい減損に関する要求事項を速やかに適用できるようになります。コピーを入手するためには、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にご連絡するか、www.granthornton.global/en/insights/articles/get-ready-for-ifs-9-issue-2/を参照してください。

予想信用損失

信用度の悪化

段階 1 - 稼働

- 信用度が当初認識以降に著しく悪化していない金融商品、又は報告日現在で信用リスクが低い金融商品
- 12か月の予想信用損失を認識する
- 金利収益は当該資産の総額での帳簿価額に基づいて計算する

信用リスク=低い

段階 2 - 低稼働

- 信用度が当初認識以降に著しく悪化している(報告日現在で信用リスクが低い場合は除く)が、信用損失事象の客観的証拠がない金融商品
- 全期間の予想信用損失を認識する
- 金利収益は当該資産の総額での帳簿価額に基づいて計算する

信用リスク>低い

段階 3 - 不稼働

- 報告日現在で減損の客観的証拠がある金融資産
- 全期間の予想信用損失を認識する
- 金利収益を純額での帳簿価額(すなわち、予想信用損失分だけ減額された額)に基づいて計算する



本基準のより多くの情報は、各国のIFRS
窓口で連絡するか、www.grantthornton.jp/globalassets/pdf/report/ifrsnews/specialedition201411.pdfを参照してください。

発効日及び経過的開示

IFRS第9号(2014年)では、2018年1月1日以後開始する事業年度という新たな強制発効日を導入しています。

本基準の内容の複雑性及びプロジェクトの段階的な完了により、広範な経過措置が設けられています。

IFRS第9号の早期適用の長所と短所

長所

会計処理を、金融資産の管理に関する企業の事業モデルに整合させやすくなる

- 当初適用時に金融資産を分類変更する(一度限りの)機会が与えられる(すべての要件は満たされていると仮定する)。
- 減損の取扱いについて1つの規則のみを考慮すればよく、資本性金融商品に対する投資に関しては、個別の減損の評価(又は損失計上)は不要である。
- 資産である主契約に組込デリバティブを含む金融商品に関する会計処理及び評価が単純化される。
- ヘッジ会計を、企業のリスク管理活動により密接に合致させることができる。
- 金融負債を公正価値で測定することを選択した場合に、自己の信用リスクの変動に起因する直感に反する結果が生じるのを避けられる。

短所

- IAS第39号の適用範囲に含まれるすべての金融商品の分類を再評価し、システムの変更が必要となりうる。
- 金融商品を継続的に分類変更する能力は限られる。
- 本基準の3つの段階の減損モデルを導入するのに必要な情報を得るために、システムの変更を行う必要がある。
- ヘッジ会計を任意に中止できない。
- 本プロジェクトが段階的に完了したことによって、複雑な経過措置が設けられることになった。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

金融商品の定義は非常に広範囲にわたるため、ほとんどの企業が影響を受けると予想されます。比較的単純な債権及び債務を有する企業でも、当該変更について検討する必要があります。さらに、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項と企業のリスク管理の実務との整合性が高まることによって、経済的ヘッジを行う企業はヘッジ会計を適用するようにさせる可能性があります。



企業に与える
影響

新しい基準では測定区分の数が減少しており、金融商品の会計処理における複雑性を低減する上で役立つでしょう。しかし、短期的には、企業はIAS第39号の適用範囲に含まれるすべての商品の分類を見直す必要があり、広範囲に及ぶ変更が生じる可能性があります。

企業の財政状態及び経営成績の報告に与える影響に加えて、多くの事業では追加的なデータの収集及び分析と、減損の新しい要求事項を適用するためのシステムの変更の実行が必要となるでしょう。

発効日の2018年は遠い将来のように見えますが、会社が新基準の評価を開始することを私どもは強くお勧めします。

投資不動産の振替 (IAS第40号の修正)

2016年12月にIASBIは「投資不動産の振替(IAS第40号の修正)」を公表した。本修正では、証拠に裏付けられた不動産の用途変更がある場合に、かつ、その場合にのみ、投資不動産への振替又は投資不動産からの振替が要求されることを明確化しています。

上記の原則の明確化に加え、本修正では、IAS第40号「投資不動産」にこれまで含まれていた状況のリストの性格付けを改めています。当該リストは、不動産の用途変更があったと考えられる状況の確定的なリストとしてこれまで性格付けされていました。本修正では、当該リストを、用途変更が生じているという証拠の例の網羅的でないリストとして、その位置付けを見直しています。また、IASBIは、経営者の意図の変化は、その変化だけでは、用途変更が生じているという十分な証拠を提供するものではないことについても明確化しています。

経過措置

本修正には、将来に向かっての適用という経過措置が設けられていますが、事後判断を使用せずに可能な場合には、遡及適用が認められます。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は、投資不動産を保有する企業に影響を与えるでしょう。



企業に与える
影響

本修正は、企業の不動産の表示が変更される場合には、相当重要な影響があるかもしれません。

本修正では、用途変更があったとみなされる状況のリストを、用途変更があったことの証拠の例の網羅的でないリストとして、その位置付けを見直しています。

IFRS第9号のIFRS第4号との適用 (IFRS第4号の修正)

2016年9月にIASBは、「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を公表し、IFRS第4号「保険契約」の狭い範囲の修正を行いました。IASBは、IFRS第9号「金融商品」と今後公表予定の新しい保険契約基準の適用日の相違による一時的な会計上の影響に対処するために、本修正を公表しました。新しい保険契約基準はまだ最終確定しておらず、その適用日は2021年以降になります。すなわち、新しい保険契約基準の強制発効日は、IFRS第9号の発効日である2018年よりも後になります。

保険契約を発行する企業は、IFRS第9号と新しい保険契約基準の両方の影響を受けることになるため、これら2つの重要な会計処理の変更を異なる日に行うことの実務上の課題に対して相当の懸念がありました。また、IFRS第9号の金融商品に関する新しい要求事項が新しい保険に関する会計規則よりも前に発効する場合には、純損益のボラティリティが増す可能性があることについて、さらなる懸念が示されました。

財務諸表利用者のニーズを充足しながら、これらの懸念に対処するために、IASBはIFRS第4号を修正し、以下の事項を導入しました：

- 上書きアプローチ — 保険契約を発行するすべての企業に対して、IFRS第9号を適用した結果として生じる可能性のある追加的な会計上のボラティリティを取り除くことによって、適格金融資産について純損益を修正する選択肢。
- 一時的な免除 — 活動が圧倒的に保険に関連している企業に対して、IFRS第9号の適用を一時的に免除する選択肢。これらの企業は、IAS第39号の現行の金融商品に関する要求事項を引き続き適用することを認められる。

上書きアプローチ

上書きアプローチは、IFRS第9号をIFRS第4号とともに適用する場合に生じる可能性のある追加的なボラティリティを純損益から除外することを目的としています。すべての企業が、特定の資産に対してのみ、本アプローチを適用することを認められます（下記をご覧ください）。また、本アプローチは、IFRS第9号の適用開始時に選択しなければなりません。

上書きアプローチを適用する企業は、2018年1月1日の発効日からIFRS第9号を適用することを要求されます。しかし、当該企業は、以下の両者の差額と同額を純損益からその他の包括利益に振り替えることが認められます：

- IFRS第9号を適格金融資産に適用する場合に純損益に計上される金額
- IAS第39号を当該資産に適用していた場合に純損益に計上されたであろう金額

本修正では、こうした振り替えを、純損益計算書とその他の包括利益計算書の両方の本体に独立の表示項目として表示し、財務諸表利用者がそれについて理解できるようにするために追加的な開示を行うことを要求しています。

下記の要件の両方を満たす金融資産のみが上書きアプローチに適格とされます：

- 金融資産は、IFRS第9号を適用して純損益を通じた公正価値で測定されるが、IAS第39号を適用していたならば全体がそのように測定されていなかったであろう。
- 金融資産は、上書きアプローチの目的上、保険活動に関連しているものとして企業により指定されている。

一時的な免除

一時的な免除は、活動が圧倒的に保険に関連している企業が下記のいずれか早い方の日までIFRS第9号の適用を延期する選択肢です：

- 新しい保険契約基準の適用日
- 2021年1月1日

(注：新保険契約基準(IFRS第17号)の発効日はその後、2021年1月1日となりました。)

企業は、この一時的な免除の使用を選択する場合には、その期間中はIAS第39号を引き続き適用することになり、財務諸表利用者がIFRS第9号を適用する企業との比較を行うのを助けるために、一部の重要な開示を行うことを要求されます。

企業は、その活動全体を考慮する際、圧倒的に保険に関連する活動を有している場合に限り、本延期アプローチに適格です。これは、報告企業レベルで検討しなければならず、過去にIFRS第9号を適用したことがあってはなりません。

適格性は報告企業レベルで評価するため、別個の評価を個別財務諸表及び連結グループに関して行わなければなりません。そのため、連結グループ内で適格でない子会社(その個別財務諸表に関して)がある場合や、その逆の場合でも、当該グループは本免除に適格となります。

圧倒的であることは、企業の保険契約負債の金額と負債の合計金額とを比較することによって、評価しなければなりません。

上書きアプローチとは異なり、一時的な免除は、本アプローチの適用に適格であり、適用することを選択する限られた企業のすべての金融資産(一部ではなく)に適用されます。

発効日

本修正は以下のとおり適用されます：

- 上書きアプローチは、企業がIFRS第9号を初めて適用する際に適用される。
- IFRS第9号の一時的免除は、2018年1月1日以後の会計期間について適用される。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は、保険契約を発行しており、したがってIFRS第9号と新しい保険契約基準によって影響を受けるであろう企業にのみ、影響を与えます。



企業に与える
影響

本修正は、2つの重要な基準を異なる日に適用することから生じる実務上の課題に関する相当の懸念に対する救済措置を提供しています。

**IASBIは、IFRS第9号「金融商品」と
今後公表予定の新しい保険契約基準の
適用日の相違による一時的な
会計上の影響に対処するために、
本修正を公表しました。**

株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)

2016年4月にIASBIは、「株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)」を公表しました。本修正による3つの変更点を、以下で詳細に説明します。

権利確定条件が現金決済型の株式に基づく報酬の測定に与える影響

本修正が公表される前においては、IFRSは、権利確定条件及び権利確定条件以外の条件が、現金決済型の株式に基づく報酬取引において生じる負債の公正価値の測定に与える影響を具体的に扱ってはいませんでした。本修正では、これらの条件の会計処理はIFRS第2号の持分決済型の株式に基づく報酬と整合的に会計処理されなければならないことを明確化することによって、こうしたガイダンスの欠如に対処しています。

つまり、現金決済型の報酬の公正価値は、勤務条件及び株式市場条件以外の業績条件については考慮せず、株式市場条件及び権利確定条件以外の条件を考慮して測定されます(これは、付与した現金決済型の株式に基づく報酬の公正価値を見積る際並びに各報告期間の末日現在及び決済日現在に公正価値を再測定する際に適用されます)。認識した費用の累計額は、最終的に権利確定すると見込まれる報酬の数を基礎として調整されます(「調整(true-up)」の仕組みと呼ばれています)。

源泉徴収義務についての純額決済の要素を有する株式に基づく報酬取引の分類

2つ目の修正では、特定の種類の株式に基づく報酬スキームの会計処理を扱っています。多くの法域では、株式に基づく報酬に関連した従業員の納税義務に係る金額を源泉徴収して当該金額を課税当局に(通常は現金で)移転することを企業に義務づけています。結果として、スキームの中には、その条件により、企業が、従業員に発行されるはずの資本性金融商品の数から、従業員の納税義務の貨幣価値と同額とするのに必要な数の資本性金融商品を控除することを要求しているものもあります(「純額決済」の要素と呼ばれています)。

株式に基づく報酬のうち源泉徴収された部分は、株式に基づく報酬の全体が持分決済型の株式に基づく報酬取引に分類されていた場合には、現金決済型とすべきなのか持分決済型とすべきなのかに関するガイダンスの要請を受けたことにより、本修正は行われています。

本修正では、この種の強制純額決済の要素を有するスキームは、その全体を持分決済型として分類する(純額決済の要素を有していなければ、スキームの全体が持分決済型として分類されると想定して)というガイダンスをIFRS第2号に追加しています。

企業は、従業員の納税義務を決済するにあたり、必要に応じて、課税当局に移転すると見込んでいる金額の見積りを開示しなければなりません。

株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から 持分決済型に変更する条件変更の会計処理

3つ目の修正では、株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する条件変更の会計処理を扱っています。

このような状況は、IFRS第2号ではこれまで扱われていなかったため、IASBは以下のとおり本基準を修正しました：

- 株式に基づく報酬取引は、条件変更の結果として付与した資本性金融商品の条件変更日の公正価値を参照して測定する。
- 当初の現金決済型の株式に基づく報酬に関して認識した負債は条件変更時に認識の中止を行い、持分決済型の株式に基づく報酬を、サービスが条件変更日までに提供されている範囲で（資本に）認識する。
- 条件変更日現在の負債の帳簿価額と同日現在で資本に認識されている金額との差額を、直ちに純損益に計上する。

本ガイダンスは、条件変更により、株式に基づく報酬取引の権利確定期間に変更が生じる状況に対しても適用されます。

また、本修正では、取り消された現金決済型の株式に基づく報酬の代替として識別されていた資本性金融商品の付与に関するガイダンスも示されています。

本修正は、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用されます。ただし、早期適用が認められます。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は株式に基づく報酬取引を行っている企業にのみ影響を与えます。



企業に与える
影響

企業が行った株式に基づく報酬取引の種類によっては、変更点の一部はかなり重要な影響を与えます。

IASBは以下の事項を取り上げたIFRS第2号の修正を公表しました：

- 権利確定条件が現金決済型の株式に基づく報酬の測定に与える影響の
会計処理
- 源泉徴収義務についての純額決済の要素を有する株式に基づく報酬取引の
分類
- 株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する
条件変更の会計処理

IFRIC第22号

「外貨建取引と前渡・前受対価」

2016年12月にIFRS解釈指針委員会(IFRIC)は、IFRIC第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」を公表しました。本解釈指針では、関連する資産、費用又は収益に先立って支払いを行うか又は受け取る際の換算について、どの為替レートを使用すべきかを検討しています。

背景

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」は、外貨建取引を当初認識時に企業の機能通貨で記録する際に、どの為替レートを使用すべきなのかに関する要求事項を示しています。しかし、IFRICは、企業が前渡・前受対価から生じる非貨幣性負債を認識する状況における実務の不統一を観察しました。この不統一は、企業の中には、前渡・前受対価の受取日の直物為替レートをを用いて収益を認識している企業もあれば、収益の認識日の直物為替レートをを用いて収益を認識している企業もあったという事実によるものでした。

IFRICは、この論点の分析を行うにあたって、当該論点は外貨建収益取引のみに限定されるものではないことに留意しました。例えば、対価が外貨建であるか、又は対価の前払い又は前受けが行われる場合には、有形固定資産の売却又はサービスの購入などの取引に関して、同じ論点が生じます。

対応した課題

IFRIC第22号は、関連する資産、費用又は収益(あるいはその一部)の当初認識時に適用すべき為替レートを決定するための取引日は、前渡・前受対価の支払又は受領から生じる非貨幣性資産又は非貨幣性負債を企業が当初認識する日であると明確化することによってこうした論点に対処しています。

複数回の前払い又は前受けがある場合には、企業は、それぞれの前渡・前受対価の支払又は受領に関して取引日を決定しなければなりません。

IFRIC第22号の設例は、こうした合意事項の適用について示しています。

経過措置

適用開始時に、企業はIFRIC第22号を遡及的に、又は本解釈指針の範囲に含まれるすべての資産、費用及び収益のうち、当初認識が以下のいずれかの以後であるものについて将来に向かって適用する選択肢を有しています：

- i 企業が本解釈指針を最初に適用する報告期間の期首
- ii 企業が本解釈指針を最初に適用する報告期間の財務諸表において比較情報として表示される過去の報告期間の期首

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本解釈指針は、狭い範囲のもので、外貨建で前払いされた取引にのみ影響を与えるでしょう。



企業に与える
影響

本解釈指針は、前払いと関連する資産の受取りとの間において、為替レートがどう変動するかによっては重要な影響があるかもしれません。

2019年1月1日から適用

40ページから48ページまでに議論される基準書は、2019年1月1日以後開始事業年度から適用されます。

各国の法律又は特定の変更に関する要求事項によりますが、当該変更を早期適用できる可能性はあります。これらの基準書は、以下のとおりです：

- IFRS第16号「リース」
- 負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)
- IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」
- 関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の修正)

IFRS第16号「リース」

IFRS第16号は、IASBによる長年にわたるリース会計の大規模見直しプロジェクトの結果であり、30年以上のリース会計における初めての大きな変更となります。新基準は、IAS第17号「リース」と3つの解釈指針（IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リース — インセンティブ」及びSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」）を置き換えるものです。

IFRS第16号では、借手に、「使用权」資産とリース負債を認識することによって、リースを「オンバランス」にする会計処理を要求します。しかし、多くの企業にとっては、短期リース及び少額資産のリースに関する免除規定により、その影響は大幅に軽減されると思われる。

また、IFRS第16号では以下の事項が行われています：

- リースの定義を変更する
- 非リース構成部分、変動リース料及びオプション期間などの複雑な項目を含め、資産及び負債の会計処理方法に関する要求事項を定める
- セール・アンド・リースバック取引の会計処理を変更する
- IAS第17号の貸手の会計処理に対するアプローチをおおむね維持する
- 新たな開示要求を導入する

表は主な変更についての概観を要約しています：

IFRS第16号の概観：

論点	影響
誰が影響を受けるのか？	• 借手又は貸手として資産をリースしている企業
借手にどのような影響があるか？	• 短期及び少額資産のリースを除き、すべてのリースを「オンバランス」で会計処理する • リース費用は、通常、前加重となる • リース負債は、次の事項を除外する： - オプション期間（ただし、行使することが合理的に確実な場合を除く） - 売上又は使用及び指数又はレートの将来の変動に連動した条件付支払
貸手にどのような影響があるか？	• 現行基準のIAS第17号から軽微な変更が生じるのみである
その他の変更はあるか？	• リースの新しい定義により、これまでリースとして分類されていた一部の取決めがリースに分類されなくなる（そしてその逆もありうる） • セール・アンド・リースバック会計に関する新しいガイダンス • 新たな異なる開示
変更はいつ有効となるのか？	• 2019年1月1日以後開始する事業年度 • さまざまな経過措置 • IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用することを条件として、早期適用が認められる

範囲

IFRS第16号は、少数の適用除外を除き、借手と貸手の双方のすべてのリースに対して適用されます。これらの適用除外のうちのいくつかはIAS第17号のものと類似しており、下表でその概要を示しています：

IFRS第16号の適用除外

適用除外	適用される基準
鉱物、石油、天然ガス及び類似する非再生資源の探査又は利用についてのリース	指定なし。状況に応じて、IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」又はIAS第38号「無形資産」が適用される可能性がある。
借手が保有しているIAS第41号の範囲に含まれる生物資産のリース	IAS第41号「農業」
IFRIC第12号の範囲に含まれるサービス委譲契約	IFRIC第12号「サービス委譲契約」
IFRS第15号の範囲に含まれる貸手が供与する知的財産のライセンス	IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」
映画フィルム、ビデオ録画、演劇脚本、原稿、特許権及び著作権等*の項目に関するIAS第38号の範囲に含まれるライセンス契約に基づいて保有している権利	IAS第38号「無形資産」

* 他の種類の無形資産のリースについては、借手はIFRS第16号を適用することを認められるが、要求はされない

リースの定義

新しいリース会計モデルでは、より多くのリースが「貸借対照表」に計上されるため、契約がリースである（又はリースを含んだものである）かについての判定がこれまでも増して重要となります。

IFRS第16号では、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義しています。契約は、以下の場合にリースであるか、又はリースを含みます。

- 契約の履行が、特定された資産の使用に左右される
- 契約が、特定された資産を使用する権利を、一定期間にわたり対価と交換に移転する

実務上、IFRS第16号の新しい定義及びサポートのためのガイダンスの主な影響は、法的にはリースの形態をとっていないものの、具体的な資産の使用と関わりがあり、そのため、リースが含まれている可能性がある契約に対して生じる可能性が高いです。

借手の会計処理

下記で説明する選択的な会計処理の簡素化に従い、借手は、リースを貸借対照表に認識することを要求されます。これには以下の項目の認識が含まれます：

- 「使用権」資産及び
- リース負債

リース負債は、将来の支払リース料の現在価値として当初測定されます。この目的上、支払リース料には、リース構成部分についての固定額の解約不能な支払、残価保証に基づいて支払うべき金額、特定の種類の条件付支払、及び、延長が「合理的に確実な」オプション対象期間に支払うべき金額が含まれます。

その後の期間に、使用権資産は、購入した資産と同様に会計処理し、減価償却を行い、減損について見直しを行います。リース負債は、実効金利法を使用して金融負債と同様に会計処理します。

IFRS第16号では、借手に、「使用权」資産とリース負債を認識することによって、リースを「オンバランス」にする会計処理を要求します。

選択的な会計処理の簡素化

IFRS第16号では、以下の事項に関する重要な救済措置又は免除規定を設けています：

- 短期リース（リースは、開始日においてリース期間が12か月以内である場合には、短期リースである）。
- 少額資産のリース（価値の評価は、新品時の原資産の価値に基づいており、そのため判断を要する。しかし、当該基準に付属する結論の根拠において、IASBは、新品時の価値として、およそ5,000米ドル以下の資産のリースを念頭に置いていたと述べている）。

これらの免除規定を使用する場合、会計処理は、現行の基準であるIAS第17号「リース」に基づくオペレーティング・リースの会計処理に類似しています。支払リース料は、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な方法（借手の便益のパターンがより適切に表される場合）によって費用として認識します。

貸手の会計処理

IFRS第16号の貸手の会計処理に関する要求事項は、IAS第17号のものと類似しています。特に以下の事項が類似しています：

- ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの区別が保持されている。
- 各種リースの定義及びファイナンス・リースの裏付けとなる指標は、IAS第17号の指標と実質的に同じである。
- また、基本的な会計処理の仕組みも類似しているが、少数の領域においていくつかの異なった又はより明示的な指針がある。これらには、変動支払、サブリース、リースの契約条件の変更、初期直接コストの取扱い及び貸手の開示が含まれる。

セール・アンド・リースバックの会計処理

IFRS第16号は、セール・アンド・リースバックの会計処理に重要な変更を加えています。

企業（売手である借手）が資産を他の企業（買手である貸手）に譲渡して当該資産を買手である貸手からリースバックする場合には、売手である借手と買手である貸手の両方は、その譲渡取引が売却であるかどうかを判断します。この判断は、IFRS第15号における履行義務の充足に関する要求事項に基づいて行います。



Grant Thornton
大塚有喜責任監理法人

グローバルリース会計の大規模な改革

IFRSによる世界の会計の大規模な改革

IFRS第16号の適用と影響に関する実務的な考察を提供しています。コピーを入手するためには、各国のGrant Thornton事務所のIFRS窓口に連絡するか、www.grantthornton.jp/library/report/ifrs-news-sp/20162/ifrs-news-sp_201605/を参照してください。

発効日及び経過措置

IFRS第16号は、2019年1月1日以降開始する事業年度から適用されます。早期適用は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」についても適用することを条件に認められます。

経過措置に関しては、IFRS第16号では、以下の2つの広範な方法の間の選択を借手に与えています：

- 完全遡及適用- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って比較情報を修正再表示する。
- 部分的な遡及適用- 比較情報の修正再表示は行わない。本アプローチでは、IFRS第16号を当初に適用することの累積的影響は、適用開始日に資本の修正として認識する。借手がこの方法を選択する場合には、いくつかのより具体的な経過措置及び選択的な救済措置についても適用する。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

IFRS第16号は、リースを利用し、IFRSに基づく報告を行っている企業の大半に影響を与えます。



企業に与える
影響

IFRS第16号は、不動産や高額な設備の借手の財務諸表に重要な影響を与えます。

すべてのリースをオンバランスすることは議論を招きます。そのため、IASBIは、こうした議論を沈静化するための妥協案(特に、短期リースと少額資産のリースに関する免除規定)を示しました。その結果、プリンタやラップトップコンピュータのような資産のみをリースしている企業に対する影響は限定的となります。しかし、不動産や高額な設備のような「高価な」資産をリースしている企業では、これは重要な変更になると思われます。新基準に対する考えがどのようなものであれ、すぐにでも影響度分析を開始することが賢明でしょう。

新基準は、IAS第17号「リース」と3つの解釈指針

(IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、

SIC第15号「オペレーティング・リース — インセンティブ」及び

SIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」)を置き換えるものです。

負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)

2017年10月に、IASBは「負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)」を公表しました。これにより、企業は負の補償を伴う特定の期限前償還可能な金融資産を、純損益を通じて公正価値を測定するのではなく、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定することが可能となります。

また、本修正は、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理についても明確化しています。

IFRS第9号「金融商品」の公表後に、IFRS解釈指針委員会は、債務者が元本及び利息の未払金額より少ない可能性のある金額で当該金融商品を期限前償還することを認められている場合に、金融商品の認識及び測定に関するIFRS第9号の要求事項を特定の負債性金融商品に適用する方法についての要望を受けました。そのような期限前償還要素は、多くの場合、潜在的な「負の補償」を含めることとされていました。

IFRS第9号の既存の要求事項では、「負の補償」要素は元本及び利息の支払のみではなかった潜在的なキャッシュ・フローを取り込むものとみなされていたため、企業は、そのような期限前償還オプションを有する金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定していました。しかし、(特に、金融商品の実効金利及び予想信用損失に関して) 提供される情報の有用性を向上させるため、IASBは本修正を公表し、企業が、負の補償を伴う一部の期限前償還可能な金融資産を償却原価で測定できるようにしています。

他の論点—認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換

負の補償を伴う期限前償還要素に関するIFRS第9号の修正とともに、IASBは、金融負債の認識の中止が生じない、償却原価で測定される金融負債の条件変更又は交換の会計処理について検討しました。具体的には、IFRS第9号を適用した場合に、企業がこのような条件変更又は交換から生じた金融負債の償却原価の修正を当該条件変更又は交換の日に純損益に認識すべきかどうかを検討しました。

IASBは、本修正において、IFRS第9号そのものに変更を行う必要はないと結論を下しましたが、当該基準に関する結論の根拠に文言を追加することによって現在の立場を明確化しました。

認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理の変更は、既存の基準を修正するものではなく、単に明確化したにすぎないため、2018年から適用されます。

つまり、IASBは、認識の中止が生じない金融負債の条件変更及び交換について企業が会計処理するための十分な基礎をIFRS第9号がすでに提供していると考えています。本修正に追加された文言は、条件変更又は交換により金融負債の認識の中止が生じない場合に金融負債の償却原価を修正するというIFRS第9号の要求事項は、条件変更により金融資産の認識の中止が生じない場合に金融資産の総額での帳簿価額を修正するという要求事項と整合的であることを明らかにしています。これらの要求事項では、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更され、その再交渉又は条件変更により当該金融資産の認識の中止が生じない場合には、企業は当該金融資産の総額での帳簿価額を再計算しなければならず、条件変更による利得又は損失を純損益に認識しなければならないと述べています。

既存の基準を修正するのではなく、単に当該基準を明確化するだけであるため、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理の変更は2018年から発効となります。

皮肉なことに、条件変更による利得及び損失はこのような状況では直ちに純損益に認識されることになるため、認識の中止が生じない金融負債の条件変更または交換の会計処理を明確化する「他の論点」は、おそらく会計処理の最も重大な変更となるでしょう。

「負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)」は、2019年1月1日以降開始する事業年度に適用され、早期適用が認められます。しかし、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理を明確化するために追加された文言は、既存の基準を修正するのではなく、単に当該基準を明確化するだけであるため、2018年1月1日(すなわち、IFRS第9号自体の発効日)以降開始する事業年度に適用されます。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は、これらの種類の金融商品を保有する金融機関に最も関連性がありますが、一部の他の企業も影響を受ける可能性があります。



企業に与える
影響

本修正がなければ、本質的には負債性の金融商品が償却原価ではなく公正価値で会計処理され、もっとも有用な情報を利用者に提供しなくなる可能性が生じることから、「負の補償を伴う期限前償還」は重要な修正項目です。

本修正に含まれる「他の論点」は、より一層重要な影響を及ぼす可能性があり、IFRS第9号と同時に適用されます。

皮肉なことに、条件変更による利得及び損失はこのような状況では直ちに純損益に認識されることになるため、認識の中止が生じない金融負債の条件変更または交換の会計処理を明確化する「他の論点」は、おそらく会計処理の最も重大な変更となるでしょう。

IFRIC第23号

「法人所得税務処理に関する不確実性」

IFRS解釈指針委員会(IFRIC)は、法人所得税の会計処理に不確実性を反映する方法を定めるため、新しい解釈指針であるIFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表しました。

IAS第12号「法人所得税」は、当期及び繰延税金の会計処理方法を明記していますが、不確実性をどのように反映するかについては扱っていませんでした。IFRIC第23号は、このガイダンスの不足に対処しています。

IFRIC第23号は、税務処理が法人所得税の会計処理にどのように影響を与えるのかに関する不確実性を扱っています。IFRICは、問題となる税法の適用に不確実性がある状況における税金負債又は税金資産の認識及び測定に関するさまざまな論点について、実務の不統一が存在することに着目しました。以下の表は、本解釈指針で扱われている主要な論点を例示しています。

IFRIC第23号で扱う主要な論点

論点	提案
法人所得税務処理に関する不確実性の影響を、どのような場合に、また、どのように、課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率の算定に含めるべきか	<ul style="list-style-type: none">企業は、不確実な税務処理を税務当局が認める可能性が高いかどうかを検討することを要求される。その場合には、企業は、課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率を、法人所得税申告において使用したか又は使用を予定している税務処理と整合的に決定する。税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率を算定する際に、(どちらの方法が、不確実性の解消をより適切に予測できると見込まれるかに応じて)最も可能性の高い金額又は期待値のいずれかを使用する。
税務当局による税務処理の調査について企業が行うべき仮定	<ul style="list-style-type: none">企業は、税務当局が調査する権限を有する金額を調査するであろうと仮定し、当該調査を行う際にすべての関連性のある情報についての十分な知識を有していると仮定することを要求される。
事実及び状況の変化	<ul style="list-style-type: none">事実及び状況が変化した場合(例えば、税務当局が企業の税務処理に異議を唱えることができなくなる期限の到来時)には、あるいは判断又は見積りに影響を与える新たな情報が利用可能となることにより、企業は判断及び見直しを見直すことを要求される。
不確実な税務処理を別個に考慮すべきかどうか	<ul style="list-style-type: none">企業は、不確実な税務処理のそれぞれを別個に考慮すべきなのか、又はいくつかの不確実な税務処理を一緒に考慮すべきなのかを、判断を用いて決定することを要求される。採用するアプローチを決定するにあたり、企業は、どのアプローチが不確実性の解消をより適切に予測できるかを考慮しなければならない。

IFRIC第23号で扱う主要な論点

論点	提案
開示	<ul style="list-style-type: none">• 法人所得税務処理に関する不確実性を扱う際に、企業は、IAS第1号「財務諸表の表示」の通常の要求事項に従って行った判断、仮定及び見積りを開示することを要求される。• 加えて、企業は、税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと結論を下す場合には、その不確実性の潜在的な影響をIAS第12号の第88項に従って税務関連偶発事象として開示するかどうかを検討しなければならない。
経過措置	<ul style="list-style-type: none">• 企業は、IFRIC第23号を以下のとおり適用しなければならない：<ul style="list-style-type: none">- 事後的判断を使用せずに可能な場合には、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用する、又は- 遡及適用する。比較情報を修正せずに、本解釈指針の修正案の適用開始の累積的影響を、当該修正案を最初に適用する事業年度の利益剰余金期首残高(又は資本の他の内訳項目)に認識する。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本解釈指針は、ある税務処理が税務当局により認められるか係争となるかどうかの不確実性があるすべての企業に適用となります。本解釈指針は、すべての税務項目(課税所得、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率)を含み、そのため広範な影響を及ぼす可能性があります。



企業に与える
影響

ある項目の税務処理に不確実性がある場合には、企業は不確実性の会計処理を行わなければなりません。そのため、項目によっては一部の企業には重要な影響があるかもしれません。

IFRICは、問題となる税法の適用に不確実性がある状況における税金負債又は税金資産の認識及び測定に関するさまざまな論点について、実務の不統一が存在することに着目しました。

関連会社及び共同支配企業に対する 長期持分 (IAS第28号の修正)

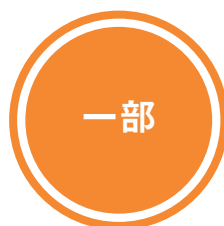
2017年10月にIASBは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を公表し、関連会社又は共同支配企業に対する長期持分(持分法が適用されないもの)を企業がIFRS第9号「金融商品」を適用して会計処理することを明確化しました。これには、関連会社又は共同支配企業に対する企業の純投資の一部を実質的に構成する長期持分が含まれます。

IFRS第9号はIAS第28号に従って会計処理される関連会社及び共同支配企業に対する持分を適用範囲から除外しています。しかし、一部の利害関係者は、そうした適用範囲の除外は持分法が適用される関連会社及び共同支配企業に対する持分にのみ適用されるのか又は関連会社及び共同支配企業に対するすべての持分に適用されるのかが明確でないという意見を表明しました。本修正において、IASBはIFRS第9号の適用範囲の除外は持分法で会計処理される持分にのみ適用されることを明確化しています。

したがって、企業は、関連会社及び共同支配企業に対するその他の持分(持分法が適用されておらず、当該関連会社及び共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分を含む)にIFRS第9号を適用します。

また、IASBは、企業がIFRS第9号及びIAS第28号の要求事項を関連会社又は共同支配企業に対する長期持分にどのように適用するのかを例示する設例も公表しました。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正は、持分法を適用する関連会社及び共同支配企業を有する企業に影響があります。



企業に与える
影響

関連会社又は共同支配企業が発行した負債性金融商品を保有している場合、IFRS第9号の減損の要求事項に従うことになるため、本修正は重要です。

**IFRS第9号は、IAS第28号に従って
会計処理される関連会社及び
共同支配企業に対する持分を
適用範囲から除外しています。**

2021年1月1日から適用

50ページから52ページまでに議論される基準書は、2021年1月1日以後開始事業年度から適用されます。

各国の法律又は特定の変更に関する要求事項によりますが、当該変更を早期適用できる可能性はあります。これらの基準書は、以下のとおりです：

- IFRS第17号「保険契約」

IFRS第17号「保険契約」

20年もの開発期間を経て、IASBはIFRS第17号「保険契約」を公表しました。これは開発期間としては異例に長く、完了までの長い期間に以下を含む多くの要素が検討されました：

- 保険会計に関する非常に多様な各国の実務慣行
- 統一的な測定モデルの対象とすべき、広範にわたる各国固有の商品、税務上の影響及び規制
- IASBが最近公表したIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」などの他の基準と整合させ、他の基準設定主体の作業とある程度の調整を図る必要性

IFRS第17号は、2004年に公表されたIFRS第4号「保険契約」を置き換えるものです。IFRS第4号は暫定基準として設計されており、したがって保険契約を発行する企業は従前の各国の会計基準に基づき策定された会計方針を用いて引き続き保険契約の会計処理を行うことが認められていました。これは、企業が保険契約の会計処理に関して多数の異なるアプローチを使用し続けていたことを意味しており、これによりそれ以外の点では同様の企業の財務業績を比較対照することが困難になっていました。

IFRS第17号は、すべての保険契約を首尾一貫した方法で会計処理することを要求することにより、IFRS第4号が生じさせていた比較上の問題を解決しており、投資者と保険会社の両方に便益を与えています。以下でIFRS第17号の対象となるいくつかの領域について簡単に検討します：

範囲

IFRS第17号は、企業が発行した保険契約（再保険契約を含む）、保有する再保険契約、及び裁量権のある有配当性を有する投資契約（企業が保険契約も発行する場合）に適用されます。

IFRS第17号は、保険契約を、一方の当事者（保険者）が、他方の当事者（保険契約者）から、特定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約と定義しています。

この定義はIFRS第4号の定義と類似しています。加えて、IFRS第17号は、損失が発生する可能性に基づく保険リスクの重大性を（名目金額ではなく）現在価値ベースで評価する方法及び保険リスク水準の変化を評価する方法に関するガイダンスを提供しています。

測定

IFRS第17号は、保険契約を発行している企業は、保険契約を以下の合計額として貸借対照表に計上することを要求しています：

- 履行キャッシュ・フロー - 保険者が保険料から回収することを見込み、保険金、給付金及び費用として支払うことを見込んである金額の現在見積り（当該キャッシュ・フローの時期及びリスクについての調整を含む）及び
- 契約上のサービス・マージン - 将来の保険カバーを提供することによる予想利益（すなわち、未稼得の利益）

履行キャッシュ・フローの測定では、保険契約に含まれる金利保証及び金融オプションの現在価額を反映させます。

IFRS第17号は、保険債務及びリスクの変動をより適切に反映するよう、関連性のある市場情報と整合した現在の見積りを用いて、各報告日に履行キャッシュ・フローを見直すことを企業に要求しています。これは、保険債務を歴史的な原価ではなく現在価額を用いて会計処理することになり、保険加入時のデータを用いる実務慣行を中止することを意味します。

また、現在の割引率を使用することも求められます。これらは、保険契約負債から生じるキャッシュ・フローの特性を反映するもので、多くの企業が保険契約負債に対応する資産に係る期待収益に基づく割引率を使用していた従来の状況からの変更点となります。

収益は、引受保険料と同額ではなく、対価によりカバーされている契約負債の変動と同額となります。

IFRS第17号は、すべての保険契約を首尾一貫した方法で会計処理することを要求することにより、IFRS第4号が生じさせていた比較上の問題を解決しており、投資者と保険会社の両方に便益を与えています。

保険の履行

IFRS第17号は、保険者が保険契約から利益を稼得する以下の2つの方法を区別する情報を提供することを企業に要求しています：

- a 保険サービスの結果（保険カバーを提供することにより稼得した利益を描写するもの）
- b 財務成績（以下を捕捉するもの）
 - 金融資産の運用による投資収益
 - 保険債務から生じる保険金融費用 — 割引率及び他の金融変数が保険債務の価値に与える影響

IFRS第17号を適用して、将来の保険カバーに関する予想保険料及び支払額の見積りに変更が生じた場合、予想利益を修正します。すなわち、保険契約のグループに係る契約上のサービス・マージンは、当該変更の影響により増減することになります。

そうした見積りの変更の影響は、契約上のサービス・マージンが保険カバーの提供により稼得されるにつれて残存カバー期間にわたり純損益に認識されます。

不利な契約

IFRS第17号は、保険契約における収益性の相違を明確に示すために、損失を生じることが予想される契約のグループを他の契約と区別することを企業に要求しています。

企業は、まず初めに、類似のリスクに晒され、単一のポートフォリオとして管理される保険契約からなるポートフォリオを識別しなければなりません。契約のポートフォリオを識別した後、各ポートフォリオを予想される契約の収益性の相違を考慮したグループに分類します。

契約の開始時点又はその後のいずれかにおいて、保険者が保険金、給付金及び費用の形式で契約に関して支払うことを見込んでいる金額が、当該保険者が保険料から回収することを見込んでいる金額を超過する場合には、この契約は損失を生じさせるものであり、その差額を直ちに純損益に認識します。

再保険契約

別個の測定モデルは、保有している再保険契約に適用されます。条件変更は、要件を満たす短期契約及び有配当契約について認められています。

表示

財政状態計算書

財政状態計算書では、発行した保険契約及び保有している再保険契約から生じる資産及び負債を別個の科目名で表示しなければなりません。

多様な各国のGAAPに基づく実務慣行とは異なり、企業は、資産ポジションにある契約を、契約で義務が相殺される場合を除き、総額表示（グロスアップ）しなければなりません。また、負債ポジションの契約の場合も同様です。IFRS第17号は、財政状態計算書のレイアウトを定めていません。したがって、報告企業は、IAS第1号「財務諸表の表示」の一般的な要求事項に従わなければならないが、特定の科目名は少なくとも財政状態計算書の本体への表示を確保する必要があります。

財務業績計算書 – 収益及び費用の測定

IFRS第17号は財務業績計算書のレイアウトを定めていません。したがって、報告企業は、IAS第1号の要求事項及びIFRS第17号の測定ルール（純損益に表示する収益及び発生費用から投資要素を除外することを要求している）に従わなければならない。

保険契約における収益の測定

収益認識は、過去に多様な各国のGAAPに従っていた実務からIFRS第17号の原則へと大幅に変更された領域です。以前は、収益は受け取ったか又は受け取る保険料を参照して報告されていました。

IFRS第17号では、収益は、残存カバーに係る負債の変動（企業が対価を受け取ると見込んでいる当期中のカバー及びサービスに関連するもの）の合計額を表します。

IASBが公表した支援マテリアル

IASBは、IFRS第17号を公表後に、当該基準を適用する企業を支援するためのさまざまな取組み（IFRS第17号専用の適用支援ページ及び当該基準に関するWebセミナーを含む）を発表しました。

また、IASBは、新たな会計処理の要求事項に関する利害関係者からの質問について検討する移行リソース・グループの設立も計画しています。

開示

IFRS第17号の開示要求の目的は、当該基準の範囲に含まれる契約が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価することを可能にする情報を開示することにあります。企業は、財務諸表に認識されている金額、重要な判断（及びその変更）、並びに当該基準の範囲に含まれる契約から生じるリスクの内容及び程度に関する定量的情報及び定性的情報を提供しなければなりません。報告企業は、どのような集約基準が開示に適切となるかを決定するにあたり、IAS第1号の重要性及び集約に関する要求事項に従うことを要求されます。契約の種類、地域、又は報告セグメント（IFRS第8号「事業セグメント」で定義）はすべて当該基準で提案されていますが、強制はされていないものの例となります。

発効日及び経過措置

IFRS第17号の発効日は2021年1月1日に設定されていますが、企業がIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号を当該基準の適用開始日以前に適用している（及び国内の法令により課された条件に従う）場合には、早期適用することができます。

2016年に、IASBは、IFRS第17号を適用する前にIFRS第9号を適用するうえでの実務上の課題について一時的な会計上の解決策を提供するために、IFRS第4号「保険契約」に対する狭い範囲の修正を行いました。この修正の詳細は、34ページを参照してください。



Grant Thornton International Limited IFRSチームは、「IFRS第17号への準備—保険契約に関する報告の根本的な変更」と題する詳細な刊行物を公表しました。

この刊行物では、IFRS第17号の主要な特徴を説明し、適用と影響についての洞察を提供しています。コピーを入手するためには、各国のGrant Thornton事務所のIFRS窓口につながるか、www.grantthornton.global/globalassets/1.-member-firms/global/insights/article-pdfs/2017/get-ready-for-ifs-17--a-fundamental-change-to-the-reporting-for-insurancecontracts.pdfを参照してください。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

IFRS 17号は、保険業界のための基準ではなく、保険契約に関する基準です。大半の保険会社には影響がありますが、その影響は、法域で規制されている保険又は再保険活動を行うことを承認されている企業にとどまらないと思われます。



企業に与える
影響

IFRS第17号は、保険契約の会計処理を根本的に変更します。本基準は、保険契約を有する会社の財務諸表に重大な影響があるでしょう。現在の保険契約の会計処理方法は非常に多様性があり、IFRS第17号はこれらの会計実務を統一し、データ、人々、技術によるソリューション及び投資家向け活動（IR）を変革させるでしょう。企業が新基準に対応するためには、導入コストが高額となることでしょう。

適用日がない

54ページから55ページで議論されている実務記述基準書は、適用日である2017年9月14日以後適用できます。実務記述書は基準ではなく、IFRSに準拠するためにその適用が強制又は要求されるものではありません。その実務記述書は以下のとおりです：

- IFRS実務記述書「重要性の判断の行使」

56ページから57ページで議論されている基準書は、2016年1月1日以降開始事業年度から適用されることになっていました。しかし、その発効日は無期限延期されています。

企業がこの基準書を採用することはいまだに認められていますので、本刊行物にも含めています。その基準書は、以下のとおりです：

- 投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出
(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)

IFRS実務記述書第2号 「重要性の判断の行使」

2017年9月に、IASBは、IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」を公表しました。

本実務記述書は、企業がIFRSチェックリストに準拠しようとするのではなく判断を適用することを促し、財務諸表が投資者に有用な情報に焦点を当てるようにするものです。

直ちに適用ができるが強制力を有しないこのガイダンスは、IASBで継続中の「開示に関する取組み」における次のステップとなります。

重要性の概念は、どの情報を報告書に含めるべきか及び除外すべきかを企業が決定する助けとなるため、財務諸表を作成するうえで重要です。「財務報告に関する概念フレームワーク」は重要性について以下のとおり説明しています

- 情報は、それを省略したり、誤表示したりしたときに、利用者が特定の報告企業に関する財務情報に基づいて行う意思決定に影響を与える可能性がある場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ（又はその両方）に基づくものである。したがって、IASBは、重要性についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはできない。

しかし、経営者は、多くの場合に、当該概念を適用するにあたり不確実性に直面します。こうした不確実性は、認識及び測定に関する意思決定を行う際に生じますが、特に、どの情報を注記に開示すべきか及び当該情報をどのように表示するのかを決定する際に直面します。

こうした不確実性により、企業の中には、どのような情報が投資家やその他の利害関係者にとって最も有用であるのかを判断するのではなく、IFRS基準における開示要求をチェックリストとして使用していた企業もありました。

IASBは、本実務記述書の公表により、重要性の判断を行う企業への支援を提供しており、行動の変化を促すことを望んでいます。

本実務記述書は、IFRS基準におけるすべての重要性の要求事項を集め、情報に重要性があるかどうかを企業が決定する際に有用となる可能性のある実務ガイダンスと設例を加えています。本実務記述書は、重要性に関する決定を行うための4つのステップから成るプロセスを示しています。

重要性に関する決定を行うための4つのステップ

ステップ	行動
Step 1 - 識別	• 潜在的に重要性がある情報を識別する
Step 2 - 評価	• ステップ1で識別された情報に実際に重要性があるかどうかを評価する
Step 3 - 整理	• 情報を主要な利用者に明瞭かつ簡潔に伝えるように、当該情報を財務諸表案の中で整理する
Step 4 - レビュー	• すべての重要性のある情報が識別されているかどうかを判断し、情報の重要性を幅広い観点から及び合算して検討するために、財務諸表案を完全な1組の財務諸表に基づいてレビューする

本実務記述書は、企業がIFRSチェックリストに準拠しようとするのではなく判断を適用することを促し、財務諸表が投資者に有用な情報に焦点を当てるようにするものです。

また、本実務記述書は、以下のような具体的なテーマに関するガイダンスも示しています：

- 過年度情報
- 誤謬
- 財務制限条項に関する情報
- 期中報告のための重要性の判断

本実務記述書は基準そのものではありません。その適用は強制ではなく、IFRSに準拠していることを示すために要求されるものでもありません。また、既存の要求事項を変更したり新たな要求事項を導入したりするものでもありません。そうではなく、財務諸表を作成する際に重要性の概念を適用する経営者の助けとなるガイダンスを提供することを目的としています。本実務記述書のガイダンスは、2017年9月14日の公表日から適用することができます。

事業に与える影響



**影響を受ける
企業数**

多くの企業は、財務諸表の作成において重要性の概念の適用についての不確実性に直面しています。本実務記述書は多くの会社にとって有用なものとなるでしょう。



**企業に与える
影響**

本実務記述書は、原則主義のガイダンスを提供しており、もし適用すると重要性の決定に影響があるかもしれませんが、ないかもしれません。本実務記述書は強制力を有しないガイダンスを提供しており、IFRSと同等の権威を有しません。

投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出 (IFRS第10号及びIAS第28号の修正)

本修正では、IFRS第10号「連結財務諸表」とIAS第28号(2011年)「関連会社に対する投資」の間で認識されている不整合に対処しています。これは、関連会社又は共同支配企業に株式を拠出することによって、親会社がその子会社に対する支配を喪失する取引の会計処理に関係するものです。

この不整合はもともと、IAS第27号「連結及び個別財務諸表(2008年改訂)」とSIC第13号「共同支配企業-共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出」の要求事項の間の矛盾に起因するものです。IAS第27号では、子会社に対する支配の喪失時に利得又は損失の全額の認識を要求しているのに対し、SIC第13号では、投資者とその関連会社又は共同支配企業との間の取引において利得又は損失の部分的な認識を要求していました。IFRS第10号はIAS第27号を置き換え、IAS第28号(2011年)はその前のIAS第28号とSIC第13号の両方を置き換えています。この矛盾は依然として存在しています。

本修正ではIFRS第10号を以下の通り修正しています：

- 投資者とその関連会社又は共同支配企業との間の取引について利得又は損失を部分的に認識するという現在の要求事項は、IFRS第3号で定義されている事業を構成しない資産の売却又は拠出から生じた利得又は損失のみに適用される。
- 投資者とその関連会社又は共同支配企業との間での、事業を構成する資産の売却又は拠出から生じた利得又は損失は、全額認識される。

これらの変更を反映させるために、対応する修正がIAS第28号(2011年)に行われました。さらに、IAS第28号(2011年)の修正では、売却又は拠出された資産が事業を構成するかどうかを決定する際に、企業は当該資産の売却又は拠出が単一の取引として会計処理すべき複数の取決めの一部であるかどうかを考慮すべきであることを明確にしました。

発効日の延期

2014年の修正は、2016年1月1日以後開始事業年度から適用される予定でした。しかし、例えば、投資者が資産と持分を受け取る場合に資産の移転がどうやって認識されるか、そしてIAS第28号のその他の要求事項がIFRS第10号における変更によつてどのように相互作用するかという、修正の適用についての数多くの疑問が寄せられました。この論点を議論する中で、IASBは、今変更するよりも、持分法会計の調査研究プロジェクトの一部として解決する方がよいと決定しました。

2015年12月にIASBは、「IFRS第10号とIAS第28号の修正の発効日」を公表し、2014年の修正の強制適用日を無期限延期しました。根本的な論点は、持分法会計についての調査プロジェクトの結果としてIASBが修正を公表するときに解決されるでしょう。より良い会計処理の適用を禁止することをIASBは望んでいないことから、企業が2014年の修正を適用することはいまだに認められています。新しい発効日を決めるための提案は、パブリックコメントに付されるでしょう。

見解

私どもは、2014年の修正の発効日を延期する提案を支持します。近い将来に持分法会計の調査プロジェクトによって更なる修正が生じそうなのであれば、IAS第28号の適用方法を現時点で変更することを企業に要求することは意味がないと私どもは考えます。

事業に与える影響



影響を受ける
企業数

本修正の範囲は狭いものとなっています。



企業に与える
影響

本修正はよく知られたIFRS第10号とIAS第28号との間の矛盾についての実践的な解決策です。

本修正では、IFRS第10号「連結財務諸表」とIAS第28号(2011年)「関連会社に対する投資」の間で認識されている不整合に対処しています。本修正の適用日が無期限延期されましたが、いまだに適用することは可能です。

グラントソントンのIFRS刊行物

本刊行物の本文の記載と同じく、私どもはその他の多くの刊行物を提供しています：

期中連結財務諸表記載例2016年版



本刊行物は、IFRS財務諸表の作成者であり、2016年6月30日現在のIAS第34号「期中財務報告」に従った半期の期中報告を提示する会社の期中連結財務諸表について記載しています。

本刊行物は、www.grantthornton.jp/library/report/example-consolidated-financial-statements/2016/Illustrative_Corporation_Group_2016/から入手することができます。

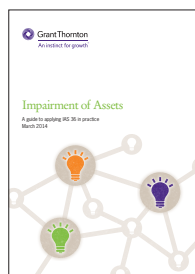
IFRSに準拠した報告 — 連結財務諸表記載例2016年版



既存のIFRS財務諸表作成者のための連結財務諸表記載例です。本刊行物の最新バージョンでは、2016年12月31日終了事業年度から適用となるIFRSの変更を反映するために見直され、更新されています。

本刊行物は、www.grantthornton.jp/library/report/example-consolidated-financial-statements/2017/ifrs_news_201701/から入手することができます。

資産の減損:IAS36号の実務適用ガイド



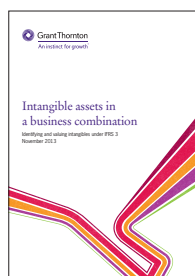
本刊行物は、IAS第36号「資産の減損」の全体的な目的と要求事項を概観し、減損評価を実施するためのステップごとのガイドと実務上の適用論点に対処するためのベストプラクティスについての考察を提供しています。本刊行物は、www.grantthornton.global/en/insights/articles/Applying-IAS-36-in-practice/から入手することができます。

支配しているか? IFRS第10号連結財務諸表を適用するための実務ガイド



本刊行物はIFRS第10号「連結財務諸表」の支配及び連結並びに主な実務上の適用に関する論点と判断についての要求事項を、経営者が理解することを意図しています。本刊行物は、www.grantthornton.global/en/insights/articles/under-control-applying-ifrs-10/から入手することができます。

企業結合における無形資産 — IFRS第3号に基づく無形資産の識別及び評価



本刊行物は、IFRS第3号「企業結合」についての概観を提供しています。さらに、企業結合における無形資産の発見とこれらの公正価値を見積るための実務上通常用いられる手法についての議論に関して、実務的なガイダンスを含んでいます。本刊行物は、www.grantthornton.global/en/insights/articles/Valuing-intangibles-under-IFRS3/から入手

することができます。

IFRS News:中小企業向けIFRS特別号



中小企業向けIFRSは完全版IFRSを基にしていますが、適用範囲内の企業のニーズを満たすように簡素化された自己完結型の基準です。2015年6月に、IASBは中小企業向けIFRSの修正を公表しました。本特別ニュースレターでは、これらの修正と基準一般についてお伝えしています。本刊行物は、www.grantthornton.global/en/insights/articles/the-ifrs-for-smes/から入手することができます。

IFRS Viewpoints



グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームが公表する、IFRSの適用が困難な状況における考察を提供する初めてのシリーズです。各刊行物は、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。

Issue 1：市場金利よりも低利での関連当事者に対する貸付け — 最初のIFRS Viewpointは、企業による市場金利よりも低利での関連当事者に対する貸付の会計処理のフレームワークを提供しています。

Issue 2：投資不動産の取得 — 資産の購入か企業結合か？ — Issue2は、投資不動産の取得について、企業結合として扱う場合、及び単純な資産の購入として扱う場合の論点に対処しています。

Issue 3：棚卸資産の値引き及びリベート — Issue3は、棚卸資産を購入する場合の値引き及びリベートについて、買手の会計処理方法に対処しています。これらの値引き及びリベートは契約の種類によって異なります。

Issue 4：共通支配下の企業結合 — Issue4は、共通支配下の企業結合に対処しています。

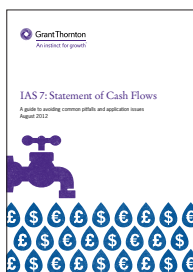
Issue 5：制限条項が付されている借入金の分類 — Issue5は、制限条項の存在が、貸借対照表における負債の表示にどのような影響を与える可能性があるのかについて検討しています。

Issue 6：上場企業による逆取得 — Issue6は、上場企業による逆取得をどのように処理するのかについて検討しています。

Issue 7：継続企業の前提が適切でない場合の財務諸表の作成 — Issue7は、企業が財務諸表を継続企業の前提により作成することが適切でないと判断した場合に生じる論点に関するガイダンスを示しています。

これらの刊行物は、www.grantthornton.jp/library/report/IFRS-viewpoint/から入手することができます。

IAS第7号:キャッシュ・フロー計算書 — 共通の落とし穴の回避と適用上の論点のガイド

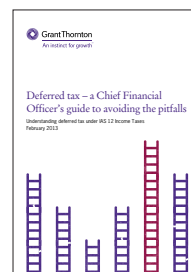


本刊行物は、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の要求事項のリマインダーを提供し、私どものIFRS専門家により実務で見られる共通の落とし穴の回避と適用上の論点を回避するための考察を示しています。

本刊行物は、www.grantthornton.global/en/insights/articles/cash-flow-statements-avoiding-the-pitfall/から入手することができます。

きます。

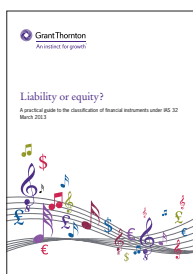
繰延税金:落とし穴を避けるCFOのためのガイド



本ガイドはIAS第12号「法人所得税」の繰延税金残高を計算するアプローチについて記載しています。これは、CFOが主な論点を優先付け、識別するための繰延税金を計算するためのアプローチについて要約しています。これはまた、計算上の一定の問題のある領域についての解釈上のガイダンスも含んでいます。本刊行物は、www.grantthornton.global/en/insights/articles/deferred-tax--avoiding-the-pitfalls/から入手することができます。

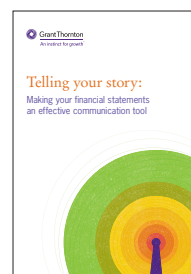
global/en/insights/articles/deferred-tax--avoiding-the-pitfalls/から入手することができます。

負債か資本か？ IAS第32号に基づく金融資産の分類の実務ガイド



本ガイドはIAS第32号「金融商品：表示」の分類プロセスに対処しています。第2版では、2009年の初版以降にIAS第32号になされた修正と、解釈上より問題のある領域についての私どもの最新の考えを反映しています。本刊行物は、www.grantthornton.global/en/insights/articles/liability-or-equity/から入手することができます。

ストーリーを伝えるには:財務諸表を効果的なコミュニケーション・ツールとするには



本刊行物は、財務諸表を効果的なコミュニケーション・ツールとために利用しうる4つの重要なテーマについて説明をし、例示をしています。本刊行物は、www.grantthornton.global/en/insights/articles/telling-your-story/から入手することができます。

これらの刊行物の入手をご希望される場合、グラントソントンの窓口または、www.grantthornton.global/locationsを閲覧して、皆様の地域のメンバーファームをお探し下さい。



Grant Thornton

An instinct for growth™

太陽有限責任監査法人

www.grantthornton.jp

© Grant Thornton Taiyo LLC

この刊行物は、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが作成したものを太陽有限責任監査法人が翻訳したもので、内容のご理解については原文もご参照下さい。

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド (GTIL) とメンバーファームは国際的なパートナーシップではありません。GTIL と各メンバーファームは別個の法人です。サービスはメンバーファームにより提供されます。GTIL はその名称で一切サービスを提供しません。GTIL とメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。